平成三十年第三回六月定例会

熊本県芦北町議会会議録

平成30年第3回

芦北町議会6月定例会会議録

開会　平成30年6月12日

閉会　平成30年6月15日

うたせ船

熊本県芦北町議会

平成３０年第３回芦北町議会定例会会期日程

月　日	曜日	日　　程
６・１２	火	本会議（開　会） 諸報告 　議長諸般の報告 　行政報告 町長の提案理由説明 （散　会）
１３	水	休　会（議事整理）
１４	木	休　会（議事整理）
１５	金	本会議（開　議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉　会）

目　　次

第１号（６月12日）　　頁
１　議事日程 …… 3
２　出席議員氏名 …… 3
３　欠席議員氏名 …… 3
４　説明のため出席した者の職氏名 …… 3
５　事務局職員出席者 …… 4
６　開会　開議 …… 12
第１　会議録署名議員の指名 …… 12
第２　会期の決定について …… 12
第３　諸報告 …… 12
議長諸般の報告 …… 12
行政報告 …… 12
第４　町長の提案理由説明 …… 12
第５　一般質問 …… 13
（１）坂本登議員第１回目一般質問 …… 13
○竹﨑町長答弁 …… 14
○櫻井福祉課長答弁 …… 14
○一丸企画財政課長答弁 …… 15
（２）坂本登議員第２回目一般質問 …… 15
○竹﨑町長答弁 …… 16
（３）坂本登議員第３回目一般質問 …… 16
○竹﨑町長答弁 …… 18
（４）坂本登議員第４回目一般質問 …… 18
○竹﨑町長答弁 …… 18
（５）坂本登議員第５回目一般質問 …… 18
○竹﨑町長答弁 …… 19
（６）坂本登議員第６回目一般質問 …… 19
○櫻井福祉課長答弁 …… 19
（７）坂本登議員第７回目一般質問 …… 19
○竹﨑町長答弁 …… 20
（８）坂本登議員第８回目一般質問 …… 20
○竹﨑町長答弁 …… 21

（９）坂本登議員第９回目一般質問 …… 22
○竹﨑町長答弁 …… 23
(10) 坂本登議員第10回目一般質問 …… 23
○一丸企画財政課長答弁 …… 23
(11) 坂本登議員第11回目一般質問 …… 23
○竹﨑町長答弁 …… 24
（１）藤井公輔議員第１回目一般質問 …… 24
○澁谷教育委員長答弁 …… 26
○竹浦教育長答弁 …… 26
○福井生涯学習課長答弁 …… 27
（２）藤井公輔議員第２回目一般質問 …… 27
○白坂教育課長答弁 …… 27
（３）藤井公輔議員第３回目一般質問 …… 27
○白坂教育課長答弁 …… 28
（４）藤井公輔議員第４回目一般質問 …… 28
○白坂教育課長答弁 …… 28
（５）藤井公輔議員第５回目一般質問 …… 28
○白坂教育課長答弁 …… 28
（６）藤井公輔議員第６回目一般質問 …… 28
○白坂教育課長答弁 …… 28
（７）藤井公輔議員第７回目一般質問 …… 29
○白坂教育課長答弁 …… 29
（８）藤井公輔議員第８回目一般質問 …… 29
○竹浦教育長答弁 …… 29
（９）藤井公輔議員第９回目一般質問 …… 29
○福井生涯学習課長答弁 …… 30
(10) 藤井公輔議員第10回目一般質問 …… 30
（１）荒川知章議員第１回目一般質問 …… 31
○竹﨑町長答弁 …… 32
○一丸企画財政課長答弁 …… 32
○園川商工観光課長答弁 …… 32
（２）荒川知章議員第２回目一般質問 …… 33
○一丸企画財政課長答弁 …… 33
（３）荒川知章議員第３回目一般質問 …… 33

○一丸企画財政課長答弁 …… 33
（４）荒川知章議員第４回目一般質問 …… 33
○一丸企画財政課長答弁 …… 34
（５）荒川知章議員第５回目一般質問 …… 34
○一丸企画財政課長答弁 …… 35
（６）荒川知章議員第６回目一般質問 …… 35
○一丸企画財政課長答弁 …… 35
（７）荒川知章議員第７回目一般質問 …… 35
○園川商工観光課長答弁 …… 36
（８）荒川知章議員第８回目一般質問 …… 36
（１）川尻成美議員第１回目一般質問 …… 37
○竹浦教育長答弁 …… 38
○白坂教育課長答弁 …… 38
（２）川尻成美議員第２回目一般質問 …… 39
○福井生涯学習課長答弁 …… 40
○竹﨑町長答弁 …… 40
（３）川尻成美議員第３回目一般質問 …… 40
○竹﨑町長答弁 …… 41
（４）川尻成美議員第４回目一般質問 …… 41
○竹﨑町長答弁 …… 42
（５）川尻成美議員第５回目一般質問 …… 42
○竹浦教育長答弁 …… 42
（６）川尻成美議員第６回目一般質問 …… 42
○白坂教育課長答弁 …… 43
（７）川尻成美議員第７回目一般質問 …… 43
○白坂教育課長答弁 …… 43
（８）川尻成美議員第８回目一般質問 …… 44
○白坂教育課長答弁 …… 44
（９）川尻成美議員第９回目一般質問 …… 44
○白坂教育課長答弁 …… 44
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問 …… 44
○白坂教育課長答弁 …… 44
(11) 川尻成美議員第11回目一般質問 …… 44
７　散　会 …… 45

第２号（６月15日）　　頁

１　議事日程 …… 49
２　出席議員氏名 …… 49
３　欠席議員氏名 …… 50
４　説明のため出席した者の職氏名 …… 50
５　事務局職員出席者 …… 50
６　開会　開議 …… 52
第１　報告第１号　一般会計の繰越明許費繰越計算書について …… 52
第２　報告第２号　有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について …… 52
第３　報告第３号　有限会社御立岬の経営状況の報告について …… 56
第４　議案第36号　平成３０年度芦北町一般会計補正予算（第１号） …… 59
第５　議案第37号　平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号） …… 62
第６　議案第38号　芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について …… 63
第７　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて …… 64
第８　議員派遣の件 …… 65
（一括議題＝第９から第13まで）
第９　総務常任委員会の閉会中の継続調査の件 …… 65
第10　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件 …… 65
第11　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件 …… 65
第12　広報委員会の閉会中の継続調査の件 …… 65
第13　議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 …… 65
７　閉　会 …… 66

平成３０年第３回芦北町議会定例会議事日程（第１号）

平成３０年６月１２日
午前１０時　開　　会
於　　議　　場

１　議事日程

開会宣告

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定について

第３　諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第４　町長の提案理由説明

第５　一般質問

（散　会）

２　出席議員（１６人）

１番　藤　井　公　輔　君	２番　荒　川　知　章　君
３番　林　田　燿　宏　君	４番　坂　本　　登　君
５番　宮　内　道　則　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　古　村　逸　男　君	８番　白　坂　康　浩　君
９番　前　田　徹　一　君	10番　元　山　秀　志　君
11番　平　松　洋　一　君	12番　川　尻　成　美　君
13番　寺　本　修　一　君	14番　岡　部　惠美子　君
15番　草　野　安　道　君	16番　宮　尾　秀　行　君

３　欠席議員（０人）

４　説明のため出席した者の職氏名（１６人）

町　　長	竹　﨑　一　成　君	副　町　長	藤　崎　正　司　君
教育委員長	澁　谷　百　錬　君	教　育　長	竹　浦　裕　道　君
総　務　課　長	下　田　　研　君	企画財政課長	一　丸　喜八郎　君
税　務　課　長	川　尾　敏　浩　君	住民生活課長	田　渕　耕　一　君
福　祉　課　長	櫻　井　優　一　君	健康増進課長	田　中　公　広　君

農林水産課長	福　田　貴　司　君	商工観光課長	園　川　民　夫　君
建 設 課 長	長　﨑　十三男　君	上下水道課長	杉　本　芳　郎　君
教 育 課 長	白　坂　達　也　君	生涯学習課長	福　井　成　昭　君

5　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	上　野　孝　司　君	次長(課長補佐)	岡　田　謙　治　君

議長諸般の報告

１　例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

２　水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会

期　　日　平成３０年５月２４日（木）

場　　所　水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

議　　題　・工事請負契約の締結について（原案可決）

・監査委員の選任につき同意を求めることについて（原案可決）

３　平成３０年度町村議会議長・副議長研修会

期　　日　平成３０年５月２８日（月）

場　　所　東京国際フォーラム（東京）

内　　容　講演

・第１部「町村議会議員の議員報酬等のあり方中間報告」

・第２部「町村議会のあり方に関する研究会報告書」

山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授　江藤俊昭　氏

４　熊本県町村議会議長会正副議長県選出国会議員要望活動

期　　日　平成３０年５月２９日（火）

場　　所　全国町村会館２階ホール（東京）

内　　容　熊本県町村議会議長会決議事項要望

平成３０年６月１２日

芦北町議会議長　　宮　尾　秀　行

芦町監第７号
平成３０年６月８日

芦北町議会議長　宮　尾　秀　行　様

芦北町監査委員　山　下　生　吾
芦北町監査委員　古　村　逸　男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第３項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

１　検査の対象
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

２　検査現在期日
平成３０年５月３１日

３　検査実施日
平成３０年６月８日

４　検査の結果及び意見
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,557,613,998　円
	一時借入金	0　円
	基金に関する現金	5,915,428,051　円
	歳入歳出外現金	45,400,608　円
	計	7,518,442,657　円
水道事業会計		321,795,377　円

議員派遣の結果報告

平成３０年度町村議会議長・副議長研修会

期　　日　平成３０年５月２８日（月）

場　　所　東京国際フォーラム（東京）

目　　的　分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員　草野副議長

熊本県町村議会議長会正副議長県選出国会議員要望活動

期　　日　平成３０年５月２９日（火）

場　　所　全国町村会館２階ホール（東京）

目　　的　熊本県町村議会議長会決議事項要望

派遣議員　草野副議長

平成３０年６月１２日

芦北町議会議長　　宮　尾　秀　行

平成３０年第３回定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本　登	1　水俣病被害者救済について	①　水俣病犠牲者慰霊式終了後、チッソの後藤社長は、「水俣病特別措置法の救済は終了した」と述べたことに対し、患者団体などから怒りの声があがり、発言の撤回をしましたが水俣病被害者救済について町長の認識はいかがか。	町　長
		2　第７期介護保険事業計画について	①　平成28年度における高齢化率、認定率、受給者割合はどうなっているか。 ②　ヒアリング調査結果から、家族の介護力について不十分と感じる理由に、老々介護100％、訪問介護53.8％、職員の確保64.7％とあり、課題として家族介護者の支援も重要、介護人材の安定的な確保が必要となっている。具体的対策はどのように考えているか。 ③　65歳以上の人の介護保険料の所得段階を１～９段階から、前年の合計所得金額300万円以上の人をすべて９段階にせず、所得300万円から1,000万円以上までの区分を増やし１～13段階に変更する考えはないか。	町　長
		3　町の公共交通について	①　私は、平成28年３月議会、一般質問でまちづくりの土台に公共交通基本条例の検討を提案しましたが、課題とさせていただきます。と答弁され	町　長

			ました。少子高齢化に伴う公共交通のあり方について計画はいかがか。特に旧田浦町地区についてどのように考えているか。	
2	藤井公輔	1　学力向上及び問題発生時の早期解決に係る「指導主事」の導入について	①　平成29年度に実施された、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、教育委員会としとして、どのような検証を行い、どのような改善を行い、どのように活かしているのか。（今年度は４月17日（火）に実施されている） ②　教育委員会として、いじめや非行等の問題が発生した時の対応や、未然防止策はどのようになっているのか。 ③　児童・生徒の学力の更なる向上及び学校で発生する諸問題の早期解決のために、教育現場に精通した「指導主事」の必要性をどのように認識されているか。	教育委員長 及び 担当課長
		2　「放課後子ども教室」を含めた放課後の有効活用について	①　平成29年度の「放課後子ども教室」の参加児童は何名だったか。また、児童や保護者からの意見や感想は、どのような内容であったか。 ②　現在の「放課後子ども教室」は午後５時15分で終了になっているが、終了時間を延長する考えはないか。 ③　「放課後子ども教室」を町の施設である社教センターやスカイドーム等で行う考えはないか。 ④　「放課後子ども教室」の内容に、学力向上を目的とした内容を追加する考えはない	教育委員長 及び 担当課長

			か。	
3	荒川知章	1　地域交通支援の具体的な取り組みについて	人生100年時代と言われる中、自動車免許返納後の交通手段の確保が課題となっている。本町では現在、ふれあいツクールバスや乗合タクシー等の交通手段があるが、その利便性を享受できない地域に住まれている方々に対して、町としてどのような対策を考えているのか。	町　長 及び 担当課長
		2　人口減少に伴う定住対策について	高校卒業後、多くの人が町外に進学・就職する傾向にあり、少子化と重なって、年々町の人口が減少している。 ①　学校卒業後に町内に住み経済活動を営む人に対して、奨学金の返還を助成する制度を制定する考えはないか。 ②　地元就職者に対しての支援などの制度を設ける考えはないか。	町　長 及び 担当課長
		3　芦北町の海浜レジャー及び観光振興について	本町には複数の海水浴場があるが、それぞれの特性を生かし、バーベキューを許可した海水浴場やマリンスポーツ、グランピング等、様々なアクティビティを取り入れ、民間事業者等と協力するなどして、今までにない取り組みをする考えはないか。	町　長 及び 担当課長
4	川尻成美	1　町民講座、新講座開講について	本町の町民講座は多類・多数で昼夜の講座を合わせれば27講座、約430名の受講生がおられるようだ。受講講座に本町で働く外国人技能実習生向けの日本語講座の開講の考えはないか。	教育長 及び 担当課長
		2　教育委員会委員の選任につい	教育行政の組織及び運営に関する法律３条で教育委員会は教	教育長

		て	育長及び４人の委員をもって組織するとある。本町では、H28年６月13日、ちょうど２年前から委員３人体制であるがなぜか。 　教育行政の組織及び運営に関する法律４条２項で委員は芦北町長が議会の同意を得て任命するとある。町長は任命権者であるのになぜ任命しないのか。	町長
		３　芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況点検及び評価結果について	平成28年度の報告書（H29年９月議会報告）によると、英語検定受験支援事業、語学指導事業、準要保護児童生徒就学援助事業が個別評価ではＣ評価におちていた。その原因はなにか。 　また、29年度どう改善されたのか。	教育長

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　おはようございます。

ただいまから平成３０年第３回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１　会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、３番　林田君及び４番　坂本君の２人を指名します。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第２　会期の決定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から６月１５日までの４日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から６月１５日までの４日間に決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第３　諸報告

○議長（宮尾秀行君）　日程第３「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第４　町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君）　日程第４「町長の提案理由説明」を求めます。

竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　おはようございます。

本日ここに芦北町議会６月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

さて、先月の２８日には、福岡管区気象台より、九州地方の梅雨入りが発表されておりますが、現在のところ、大きな雨量には至っておりません。また、平成２８

年に発生した熊本地震に伴い、芦北町におきましても洪水警報・注意報が通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用されておりましたが、先日５月３０日に通常の基準に戻す旨の発表が気象台より行われております。しかしながら、災害に対する心構え、普段の備えについては、これまでどおり緩めることなく、今後も引き続き、台風、大雨等の気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら、万全を期してまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計の繰越明許費、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など、報告３件を提出しております。また、平成３０年度芦北町一般会計及び芦北町有温泉事業特別会計に係る補正予算２件、条例の一部改正が１件の合計３議案と、人事案件１件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君）　町長の説明が終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第５　一般質問

○議長（宮尾秀行君）　日程第５「一般質問」を行います。

質問通告者は４人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて３０分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○４番（坂本　登君）　皆さん、おはようございます。日本共産党の坂本登です。改選後、新しい議会構成になり、定例会のこの場所から町民の代弁者として一般質問できることを町民の皆さまに心からお礼と感謝を申し上げます。また、町長並びに議長をはじめ議員各位と、すべての職員の皆さまに対し、これまで同様、御指導・御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長の許可のもと、大枠で３項目について質問いたします。

はじめに、水俣病被害者救済についてお聞きします。５月１日、水俣病犠牲者慰霊式の終了後、チッソの後藤社長は「水俣病特別措置法の救済は終了した」と述べたことに対し、患者団体などから怒りの声が上がり、発言の撤回をしましたが、水俣病被害者救済について、町長の認識はいかがか、お答えください。

２番目の質問は、第７期介護保険事業計画についてお聞きします。①平成２８年度における高齢化率、認定率、受給者割合はどうなっているか。②ヒアリング調査結果から、家族の介護力について不十分と感じる理由に、老々介護１００％、訪問介護５３．８％、職員の確保６４．７％とあり、課題として家族介護者の支援の重要、また介護人材の安定的な確保が必要となっている。具体的に対策はどのように考えているか。③６５歳以上の人の介護保険料の所得段階を現在の区分１段階から９段階の前年の合計所得金額３００万円以上の人をすべて９段階にせず、所得３００万円から１，０００万円以上までの区分を増やし、１段階から１３段階までに変更する考えはないかお答えください。

３番目の質問は、町の公共交通についてお聞きします。私は平成２８年３月議会一般質問で、まちづくりの土台に公共交通基本条例の検討を提案しましたが、課題とさせていただきますと答弁されました。少子高齢化に伴う公共交通のあり方について、計画はいかがかお答えください。また、特に旧田浦町地区についてどのように考えているかお聞かせください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君）　答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　坂本議員の御質問にお答えいたします。

水俣病被害者救済についてでございます。水俣病の認定申請や裁判は、今もなお継続しており、また被害に遭われた方々の立場にたった認定基準見直しや被害の全容を明らかにするための住民健康調査の実施等、水俣病被害者団体からの要求も続いていることから、水俣病被害者救済についてはいまだ終わってないと認識しております。町としましても、被害に遭われた方々が心身共に安心して暮らしていけるよう、水俣病被害者全員の救済を願っているところであります。

次に、質問２、第７期介護保険事業計画につきましては、事務的内容になりますので、担当課長から答弁をさせます。

続きまして、質問３の町の公共交通につきましては、これまでの議会で答弁したとおりでありますが、地域公共交通については全町俯瞰的に見直すこととして事務を進めているところです。具体的には、担当課長から答弁させます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君）　２の①平成２８年度における本町の高齢化率は４０．７％、認定率は２２．５％、受給者割合は７０．２％となっています。

次に、②の御質問についてお答えします。第７期計画を策定するにあたり、介護支援専門員や介護保険事業所にヒアリング調査を行った結果、家族等の介護力につ

いて不十分と感じる理由に老々介護が上げられ、事業所が抱える運営上の課題としては訪問介護サービスが不足し、職員の確保が困難となっています。本町としましては、家族介護者の支援につきましては、家族介護慰労金及び介護用品費の支給を行い、在宅介護者の精神的及び経済的な負担を軽減しているところです。また、介護人材の安定的な確保につきましては全国的な課題でありますが、本町独自の事業として、平成３０年度から介護予防サポーター養成事業に取り組んでいます。なお、介護職員を募集しても集まらないのが現状でありますが、介護保険事業所には人材確保の協力をお願いしてまいります。

次に、③の質問についてお答えいたします。坂本議員御存じのとおり、本町の介護保険料は県内で一番安い、月額４，９９１円となっています。この介護保険料につきましては、第７期計画を策定するにあたり、介護保険事業計画運営調整委員会で十分検討していただいて設定しております。また、介護保険料に対する相談や苦情もあっておりませんので、区分を増やし、１から１３段階にすることは現在のところ考えていません。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　質問３についてお答えします。今年３月の一般質問でもお答えしたとおりですけれども、町長の答弁のとおり、人口減少や高齢化に伴い、これまでの交通サービスに捕らわれることなく、様々な運行のあり方を考えることを基本に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画の策定を今年度を目途に進めているところです。

旧田浦町地区につきましては、田浦タクシーの廃業を受けまして、昨年５月から町で田浦タクシー待機所を設置いたしました。なお、平成３０年度からは利用者の利便性等も考慮しまして、配車日や時間帯を見直しております。

また、波多島地区については、乗合タクシーを昨年１０月から運行開始し、３月までの稼働率は５８％となっているところです。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　水俣病、２回目の質問をいたします。

町長自身も終わっていないと答弁されました。私もそのとおりだと思います。５月１５日、衆議院環境委員会で日本共産党の田村貴昭衆議院議員が、チッソの社長の発言を質問いたしました。中川環境大臣は答弁で、「担当の政策担当官がチッソ株式会社の役員を環境省に呼びまして、報道にあったような発言は、患者の皆さま、御家族や御遺族の方々の感情を傷つける不用意なものであり、大変遺憾であると申し上げるとともに、環境省の考え方、認識をしっかり伝えたところでございます。具体的には、水俣病特措法に規定する救済の終了とは言い難く、そのため環境大臣

として株式譲渡の承認をすることができる状況にはないこと、それから国、熊本県等によるこれまでのチッソへの公的支援は、チッソに水俣病の原因企業としての責任を全うしていただくためであること、環境省として引き続き、これまでの多くの方々の努力や思いの積み重ねに寄り添いつつ、関係地方公共団体と密に連携し、責任をもって水俣病問題に取り組む所存であること、以上を伝えております。」という環境大臣の答弁でした。その後、１８日にチッソの後藤社長は、「不安と不快の念を与えてしまい、深くお詫びします。」と、後藤氏自身の名前の文書で謝罪し、発言の撤回をしました。報道機関で報道されましたので、皆さまも御存じのとおりです。しかし、謝罪と発言の撤回はしましたが、全ての水俣病被害者を救済するとは言っていないのが実情です。水俣病はまだ終わっていません。先ほど町長も答弁にありましたが、２０１８年４月現在、熊本県の水俣病認定申請者数８４６人、２０１８年５月１８日現在、ノーモア水俣第２次国賠訴訟の原告総数は１，３１１名です。これらの人たちが今なおおられることが、水俣病がいまだに終わっていないことの何よりの証明です。この中には芦北町の町民も含まれています。水俣病が終わらない理由は、救済のあり方が地域や年齢で線引きし、申請期限を一方的に打ち切ったからです。このことから、多くの方たちが立ち上がったと思います。水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第３７条に、政府は指定地域及びその周辺地域に居住していた者の健康に関わる調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表すると第３７条にあります。「調査研究を積極的かつ速やかに行い」とあるのに、いまだに国は周辺地域の健康調査をしていません。

町長にお聞きします。全ての水俣病被害者を救済するという認識の下、環境省に対し、法律の趣旨どおり、積極的かつ速やかに指定地域居住者等の健康調査実施を強く求めてほしいが、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　毎年２回、環境省に出向きまして、陳情要望あるいは意見交換を行っております。そういうことも地元の声としてつないでいきたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　この問題に関しては、町長答弁でありましたように、思いは私も一緒です。年２回、前回の質問のときにも答弁はされました。引き続き、よろしくお願いいたします。

水俣病は、加害企業チッソだけで責任を負うものではありません。チッソや国・

県はアセチレン有機化学での有機水銀の発生は早くから知っていました。しかし、そのことをひた隠しに隠して、チッソの生産を石油化学工場に切り替えるために、水銀を触媒としたアセトアセチレン工場での生産を増やして利益を上げ、その利益を石油化学工場建設の資金にする、いわゆるスクラップアンドビルド方式が当時の通産省の指揮の下でとられ、世界に類を見ない公害を発生させたからです。チッソは、途中で逃亡することも、消滅することも許されません。被害地域自治体が行う環境の復元や地域の再生など、再生復興政策に全面的に協力すべき会社です。そして、国と県はチッソとともに賠償責任と健康調査、汚染された地域の浄化など、全てにわたって共同責任を果たすべきです。全ての被害者を救済するまでチッソの幕引きを許すべきではない、このことを強く求めます。

次の質問に移ります。第７期介護保険事業計画について、まず①は後に回しまして、②の２回目の質問をいたします。老々介護また職員不足はもう深刻な問題です。ここで老々介護の課題として、住民の声を紹介します。お聞きください。「母の介護をしています。はっきり言ってもう限界です。身も心も疲れ果て、母と一緒に死にたいと思うことがあります。機嫌の良い日はよいのですが、突然、暴言や暴力が始まり、そのときの顔はとても母とは思えない形相で、とても側にはいれません。気がついたら、私も母を叩いているときがあります。何てことを私は母にしているんだろうと頭がおかしくなります。時間は夜が多く睡眠不足で、十分な睡眠をとったことがありません。母は家がいいと言いますが、介護する側のことを真剣に考えてください。素人には限界です。年金も少ないので、安く入れる施設をつくってほしい。」という話を聞かせてくれました。

また、介護人材確保の課題として、住民の声を紹介します。お聞きください。「６０代です。ホームヘルパーをしています。体力は使うし、腰痛は当たり前、精神的にも辛いし、人手不足で忙しい割に給料が安い。介護サービス時間以外の合間や報告書の作成などの時間は時給はありません。若い子が来ても２、３か月ですぐ辞めてしまうので、過重労働で大変です。」と介護現場で働く方の声を聞かせてもらいました。

老々介護は深刻な喫緊の課題です。第７次介護事業計画で特別養護老人施設のサービスが平成３７年度、１７３人に増える見込みで、平成２８年度実績に比べて３０人増えることが見込まれています。町民の悲痛な声や家族介護をする人のことを考え、水俣市でやっている小規模特別養護老人ホームを新たにつくることを検討してほしい。

また、介護職員、特にホームヘルパー不足は深刻な問題です。ホームヘルパーの声も紹介しました。芦北町や介護関係者等で解決できる問題ではありません。更な

る少子高齢化に向け深刻な課題です。政治の力を発揮するときです。地方６団体が力を合わせることが大事です。まずは町長自身が県の町村会に提案し、国に介護事業者への十分な給与補償を可能とする基本報酬の引き上げ、また介護保険施設における人員基準の見直し、その裏付けとなる報酬の引き上げを県の町村会から国に要求してください。

町長にお聞きします。家族介護支援として、小規模特別養護老人ホームを新たにつくることと、介護職員、介護施設の報酬の引き上げを町村会から国に要求すること、この２点について町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　世界的に見ても、日本の歴史上から見ましても、経験したことのない時代に入っておるわけでありまして、国もよく改正改正で、現場が大変混乱をするという状況がいまだなお続いておるところでございます。その深刻さは私も共有をしておるところでございます。熊本県町村会につきましては、そのこともしっかり意見として申し上げたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　小規模特別養護老人ホームを新たにつくることについてはどうでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　その新たな施設につきましては、いろいろ法の趣旨とか、縛りとか等々もあると思いますので、これは課題として研究をさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　水俣市では行っていますので、是非実現できるように検討をお願いいたします。

それでは、③の２回目の質問をいたします。課長答弁で所得段階を増やすことは、現在のところ考えていないと言われました。高額所得者は所得に応じて負担をしてほしいという町民の声があります。例えば介護保険料の所得段階と保険料率を次のように検討してはどうでしょうか。第１段階から第８段階までは現行のまま変更しなくて、第９段階を前年所得３００万円以上４５０万円未満、保険料率１．７０、第１０段階を前年所得４５０万円以上６００万円未満、保険料率１．８０、第１１段階を前年所得６００万円以上８００万円未満、保険料率を２．００、第１２段階を前年所得８００万円以上１，０００万円未満、保険料率２．１０、第１３段階を前年所得１，０００万円以上、保険料率２．３０と、１３段階に区分することで、応能負担の原則に基づき所得に応じて負担する保険料率にすることができます。

町長にお聞きします。担当課長の答弁は、現在のところ考えていないということでした。ということは、将来にまで否定をしていないということですね。１段階から１３段階まで区分を増やすことを法律で禁じているわけではありません。全国には実現しているところもあります。是非将来に向けて検討していただきたい。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　先ほど課長が答弁したとおりでございまして、現在のところは考えていないということでございますが、御提案の一つとして受け止めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　よろしくお願いいたします。

それでは、順番が後になりましたが、①の再質問をします。芦北町の高齢者率４０．７％、認定率２２．５％、受給者割合は７０．２％と答弁されました。私が県の２７年度資料をもとに調べたところ、芦北町の高齢者率は県下で６位、認定率は県か８位と、共に県下で高い水準になっています。受給者割合は県下４５位です。受給者割合は県下で一番低いということになっています。つまり認定はされているが、介護保険サービスを受けていない人が県下で一番多いということになります。この理由を担当課長、教えてください。

○議長（宮尾秀行君）　櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

介護予防事業として、転倒骨折予防事業、通称たっしゃか会、この事業や、地域のサロン等で行う健康体操を積極的に実施しているため、介護認定はされてはいるものの、要介護度の重度化が進まず、その結果、介護サービスの受給者割合が他市町村と比べたところでは低くなっていると考えております。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　たっしゃか会など、体操またその他、町が独自に努力されていたことは十分わかります。しかしですね、介護認定された人は、本来保険である以上、保険給付を受けるのは当然の権利です。芦北町の受給者割合は７０．２％です。認定されても３０％の人が保険給付を受けていないということになります。高齢者全体の認定率２２．５％です。わずか２割強の人たちです。この人たちが保険給付を受けるのは当然の権利です。また、介護サービスを利用したいが、所得が少なく利用料負担が重く、納得いく回数を受けられない人もいます。サービスを受けたくても受けられない認定者を見過ごしてはいけません。受給者割合を１００％に近づけていただきたい。

町長にお聞きします。介護保険利用者が必要な介護を利用できず、苦しむ高齢者、家族をこれ以上増やすことのないように、千葉県船橋市が実施している介護保険利用者負担助成制度を御紹介します。この助成制度の特徴は、１割の利用者負担の４０％の軽減が受けられる点、収入認定の幅が広く、基準以内であれば資産があっても対象となるサービスが２２項目に上る点などです。本町でもサービスを受けたくても受けられない介護認定者の利用料の軽減策として、介護保険利用者負担助成制度の予算化に向けた取組を検討するよう担当課に指示していただきたいが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　各自治体がいろんな取組をするわけでありますが、船橋市は船橋市ということでありますが、介護保険料がどの程度取っておるのかよく分かりませんけれども、勉強の材料の一つとさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　第７期介護保険計画について、最後の質問をいたします。本町は、今後、介護認定された人の保険給付を受ける権利を保障し、受給者割合を１００％に近づけていくには、国の介護保険法改正の問題点があります。町長は、第７期介護保険計画の中で、地域包括ケアシステムの進化・推進を進めていきますと述べられています。今回の第７期介護保険計画は国の法改正を具体化したことが特徴です。平成２９年６月に公布された地域包括ケア強化のための介護保険法等の一部を改正する法律については、各方面から様々な問題点が指摘されています。その中でも介護保険利用者に新たな負担増と給付抑制をもたらすということです。

まず、第１に、一定以上の所得の人に、利用料３割負担を導入したということです。介護サービスの利用を控え、生活費をぎりぎりまで切り詰め、家族の生活を大きく圧迫しています。この先、何年続くか分からない介護生活に高額な支払いがいつまで続くのか、家族が共倒れになる、蓄えが無くなったら妻を施設から退所させて、一緒に死のうと思うというところまで追い込まれています。保険料を払い続けても、介護サービスを使えないということがあってはなりません。本来、自立とは公的制度、社会的支援を利用し、その人らしく尊厳をもって生きることです。サービスを使わない事実を強要し、介護保険からの卒業に追い立てることがあってはなりません。必要な介護を利用できず苦しむ高齢者、家族をこれ以上増やすことは到底許されません。

第２に、新たな給付抑制の仕組みとして、市町村は新たに自立支援、介護給付費適正化等に関する施策、目標を定め、国はその達成状況を評価し、交付金を支給する仕組みを導入しました。要するに、これは自治体間競争をあおり、給付抑制に拍

車をかけることになります。同時に、積極的に要介護認定率の低下の取組が足らないと評価されれば、交付金削減のペナルティを課すことを検討しています。つまり、自治体に認定申請しに来た人に、介護が必要と認定するな、認定率を下げさせる取組をしないと、交付金を減らすというペナルティを与えるということです。

第３に、軽度者、生活援助者外しとして、介護保険からの卒業という一面的な自立感に基づき、制度の根幹に関わる給付見直しが提起されています。軽度者、生活援助の切り捨ては、サービスを使わない自立を強要し、高齢者を必要な介護から閉め出すものです。このように負担増と給付抑制を徹底する仕組みが導入されているのが地域包括ケア強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の各方面から指摘された様々な問題点です。

町長にお聞きします。本町は介護保険料は県下で一番安く、他市町村の多くの自治体が保険料を引き上げたのに対し、本町は保険料を据え置き、独自の施策を展開していることは大いに町民から評価されています。しかし、国の法改正にこのような介護保険利用者に新たな負担増と自治体間競争をあおり、給付抑制に拍車をかけることなど、法改正の問題点を十分に認識し、介護保険事業計画に活かしていただきたい。今日、町長は今答弁で、介護保険制度はしょっちゅう変わって現場は混乱している。以前は、はっきり言って迷惑していると答弁されたこともありました。この指摘されている問題点について、町長の認識をお聞かせください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　まさしく以前申し上げたとおりでありまして、国の制度と、そしてまた地方自治体、そこの認識あるいは実態のギャップがありまして、悩ましいところであります。しかしながら、法改正、制度の改正等はまた難しい、困難な壁もございますし、町でやれることはしっかりやっていこうということで、まずは介護保険料、幸い将来に備えて基金を蓄えておりましたので、こういうところからなるべく軽減措置を図っていこうということでありますし、一方では介護を必要としている、支援を必要としている人につきましては、やはりしっかり対応しなければいけないと思いますが、またその一方でですね、人に迷惑かけたくないと、自分でできることはしっかりやっていこうというですね、御高齢の方もいらっしゃいます。そういうことで、本町としては課長が先ほど申し上げましたように、たっしゃか会をはじめとする運動機能とか、あるいは食生活の改善であるとか、あるいはメンタル面ですね、もっと分かりやすく言うと生きがい、楽しみ、そういうのを持っていただけるような、総合的なそういう事業として我々は取り組んでいかなければいけないと思っておるところでございます。貴重な事例の御紹介とか御提言もありましたので、しっかりと参考にさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　よろしくお願いします。

この介護保険事業計画の中にもですね、「本町においては従来の介護予防、訪問介護相当及び介護予防通所介護相当を基本とし」と書いてありますので、もうここを外さずですね、その後を読みますと、まあ徐々にボランティア、いろんなところに拡げていくことも考えと書いてあるんですけど、あくまでも基本を大事にして取り組んでいただきたい、このように思います。介護利用者が必要な介護を利用できずに苦しむ高齢者、家族をこれ以上増やすことは到底許されません。憲法２５条は、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、憲法は国民の生存権を保障しています。国に対し、町民の生存権を守るために、はっきり言うべきことは言うという姿勢で、これからも国に要求していただきたいと申し上げて、次の質問に入ります。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。あと５分ですので、完結に質問したほうが答弁もしやすいと思います。

○４番（坂本　登君）　はい。

町の公共交通について、２回目の質問をいたします。まず、計画について、今年度いろいろ考えて、町長は見直すことも考えていると言われました。公共交通を考える場合、高齢者等の移動手段の確保として、高齢者の足の確保がどうしても必要です。

そこで、住民の声を紹介します。お聞きください。「７５歳になります。ひとり暮らしで病院や買い物などに行くのに車は必要です。しかし、ニュースなどで高齢者による交通事故を見たり聞いたりする度に不安になります。子どもたちからは、高齢者用電動カーやモーター付き三輪自転車か、より安全性の高い電動四輪自転車を勧められます。まだまだ自分は元気と思っていますが、重大事故を起こしてからでは遅いので、運転免許証を返納しても安心して病院や買い物に行けるように電動カーや電動自転車を購入するときに、今１０万円から３０万円ぐらいと高額なので、何割か町から補助してもらえると有り難い。」というようなことを話をしてくれました。

町長にお聞きします。公共交通問題として、また高齢者生活支援、そして福祉政策として、芦北町で営業している販売業者からの購入を条件として、高齢者用電動カーや電動アシスト三輪、四輪自転車など、電動アシスト自転車購入補助金制度を検討し予算化してほしいが、いかがでしょうか。高齢者などの移動手段の確保として最適ではないでしょうか。また、このような移動手段の補助は、子育て世代にも

喜ばれるのではないでしょうか。是非お考えください。町長にお答えください。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　電動自転車、これはメリット・デメリットがございまして、これを利用される方の実態を見てみますとですね、お隣に行くのにも使っておる、足腰が弱ってしまうということでですね、逆に運動機能、生活力の低下につながっているという意見もございまして、なかなか難しいものでございます。それと、交通事故の問題等々ございましてですね、なかなか難しい点もあるわけでございますが、これも勉強させていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　私に言われたこの方は、まだまだ元気ですというふうに言われましたので、電動カー以外の自転車ですね、三輪、四輪の自転車ということも検討していただきたい。それは自力でこぐわけですから、そして負荷も自動で軽いから重いまでありますので、是非、担当課に指示していただければと思います。

次に、旧田浦町の住民の声を紹介します。一番多いのは、旧芦北町との不公平感です。旧田浦地域は無料で利用できる公共交通がないということです。旧田浦地区を運行しているスクールバスの活用、これはもともとなかったからという理由で走らせていないという答弁を以前いただきましたが、もうあれから十何年経っていますし、考えることもいいのではないでしょうか。

それと、乗合ワゴンの利用地域の範囲の拡大はできないかという声です。そして、海浦から田浦までの３号線の路線バスについて、半額補助、３分の１補助という形のことはしてもらえないだろうかという真剣な切実な声をいただきました。

町長にお聞きします。公共交通の課題を考えるにあたって、町民の間に不公平感があってはいけません。この旧田浦町の住民の声を把握した上で、実現に向けて検討していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　事務的なことですので、答弁いたします。

今回の公共交通の計画策定におきましては、今のお話のように、田浦町、それからまだ町の中にあります空白地帯、そういったことも含めて、総合的に検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　もう住民の声が一番だと思いますので、十分把握していると思いますが、もう一度、担当の方が地域に入って、直にそういう声を、素直な声をですね、言いやすい場所で大いに取っていただきたいと、このように思います。この

問題について、町長、一言答弁をもらって、終わりにしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　課長が申したとおりでございます。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君。

○４番（坂本　登君）　では、終わります。

○議長（宮尾秀行君）　坂本君の質問が終わりました。

次に、藤井君。

○１番（藤井公輔君）　皆さん、おはようございます。

本年３月に行われました町議会議員選挙におきまして、初当選させていただきました藤井公輔、若干４６歳でございます。改選後初の本定例会におきまして、議長の許可の下、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。町民のため、芦北町の更なる発展のため、身を粉にして全力で議員活動に取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

私は、子育て世代の代表として、また私自身、現在子育てをしている唯一の議員であるという立場から、子どもたちに対する教育行政について、大枠２項目質問させていただきます。

１つ目は、教育現場に精通した指導主事の導入についてであります。指導主事とは、教育委員会内におかれる職員の一つで、上司の命を受けて学校の教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的な指導事務に従事する職員のことであります。また、いじめや非行などの問題が発生した場合は、学校と協力して問題の早期解決に努めるという役割も担います。このような業務の特性上、指導主事には校長と同等の経験と教養を有した教育現場に精通した現役の職員が職に当たることが通例となっております。設置に関しては、教育長の推薦により、教育委員会が任命するとされております。子どもの学力向上は子どもたち自身にとりましても子育て世帯にとりましても、最優先課題であり、最大の関心事項であります。当然のことながら、同じ学年は二度とないわけでございますので、子どもに対する教育は年度間や各学校間で差異が生じないように努めなければなりません。いつの年でもどの学校でも質の高い教育を継続的に提供することが最も大切なことであり、我々大人に科せられた重要な責務だと認識しております。

他方、家庭環境や経済的理由などで、習い事や塾に行けない子どもがいる、いわゆる教育格差が問題となっております。家庭の事情に行政が入り込んでいく、関与するこということは、なかなか難しいことだと思いますが、教育委員会の所管である町立学校に関しては、行政として大いに関与していくことができます。むしろ積

極的に改革・改善していくべきであると考えます。家庭の様々な理由で、塾や習い事に行けなくても、学校には毎日行けます。この学校における学習課程の強化は、大変重要であると認識しております。

また、子どもたちが毎日元気よく学校に通い、ほかの児童生徒と仲良く、楽しく勉学に励むことが理想であり、本来の姿であります。しかしながら、現実問題として、いじめや非行、不登校など、諸問題が発生する場合もございます。このような状況を鑑みますと、指導主事の役割は大変大きいと考えます。

これらを踏まえましてお尋ねいたします。１つ、平成２９年度に実施された全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、教育委員会としてどのような検証を行い、どのような改善を行い、どのように活かしておられるのか。２つ目、教育委員会として、いじめや非行などの問題が発生したときの対応と、問題発生の未然防止はどのような対策をとられていらっしゃるのか。３つ目、児童生徒の学力の更なる向上及び学校で発生する諸問題の早期解決のために、教育現場に精通した指導主事の必要性をどのように認識されているのか、以上３点、お尋ねいたします。

２つ目は、放課後の有効活用についてであります。来年４月から小学校の運動部活動が廃止され、社会体育に移行することが決定しております。そうなれば、放課後の空き時間が増えることが予想されます。先月１４日には、新潟県で小学２年生の女児が殺害され、線路に遺棄されるという事件が発生いたしました。また、先日の報道では１４年前に岡山県で女児が殺害された事件で、服役中の男が逮捕されたという報道がありました。２つの事件は放課後の下校中と、学校からの帰宅直後に発生した事件であります。同じ年代の子どもを持つ私自身といたしても、とても人ごとに思えない大変ショッキングな事件でありました。下校中や子どもだけの留守番を心配されている保護者は少なくありません。その放課後の時間帯に、町の事業として放課後子ども教室が週２日開催されております。大変素晴らしい事業であると思います。核家族化が進み、共働きで子どもだけで留守番をせざるを得ない御家庭にとりましては、この心配な時間帯に子どもを見てくれる場所があるというのは大変有り難いという声をいただきます。今後は、子どもの学力・体力の向上と安全性という両面から、放課後の有効活用が教育行政において一つのキーポイントになるのではないかと考えております。

そこで、放課後子ども教室を更に参加しやすい充実した事業にする必要があるとの考えから、放課後子ども教室に絞ってお尋ねいたします。１つ、平成２９年度の放課後子ども教室の参加児童は何名であったのか。また、児童や保護者からの意見や感想はどのようなものであったのか。２つ目、現在の放課後子ども教室は午後３時から午後５時１５分までとなっているが、終了時間の延長の考えはございません

か。３つ目、放課後子ども教室を社教センターやスカイドームなどの町の施設を活用して開催するお考えはございませんか。４つ目、放課後子ども教室に学力向上を目的とした内容を追加する考えはございませんか。以上４点、お尋ねいたします。

以上で、１回目の質問を終了いたします。なお、答弁に対する再質問は、質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君）　答弁を求めます。澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百錬君）　藤井議員の質問にお答えをいたしますが、具体的な回答を必要といたしますので、教育長から答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君）　竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君）　質問１の①について、お答えいたします。全国学力学習状況調査は、小学６年生、中学３年生を対象に、国語と算数・数学の２教科で学力調査を行っております。国語では、書く能力、読む能力、知識、理解と、算数・数学では、数学的な考え方、数量や図形についての技能、理解等の観点で問題が作られております。その結果を踏まえた検証、改善等については、学校ごとに実態が異なりますので、各学校において観点ごとの正解率を確認・分析し、日頃の授業の中での指導方法の工夫、課題解決のために作成したプリントや自宅学習を通して、重点的に改善が図られるよう、校長会議や学校訪問等を通じて指導しております。

②についてお答えします。いじめや非行等が発生したときは、学校において当事者や児童生徒から詳しく聞き取りを行い、事実関係の確認を行い、教育委員会へ報告することになっております。その後、確認した事実を学校が当事者やその保護者への説明、報告を行いますが、必要に応じて教育委員会も協議の場を設け、関係者が納得するよう問題解決に努めております。未然防止策等について、児童生徒に対して、学期ごとにアンケート調査を実施して、いじめなどに関する情報収集を行い、早期発見・解決に努めるとともに、日頃から学校生活の中で児童生徒に対する挨拶の励行、礼儀・礼節、人権教育等の生徒指導を通して未然防止に努めております。

③についてお答えいたします。芦北教育事務所に配置されている指導主事の派遣要請を行い、国語や算数、社会等の教科で、授業中の発問のあり方、板書指導、ＩＣＴ機器の有効的な活用等、授業の進め方において技術的な指導を行っています。また、２年に１回、学校運営や学級経営、授業参観指導などで、学校訪問をお願いしており、必要性・有効性については十分認識をしております。

質問２の②③④については、一括してお答えいたします。放課後子ども教室は、熊本県の実施要領及び本町実施要綱に基づいて実施しております。放課後子ども教室の目的は、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや、地域の方々の参画を得て、勉強、スポーツ、文化などの体験活動、地域住民との交流活動で、原則として小学

校の余裕教室を利用することなどとなっております。県補助金を受けて事業を実施している関係から、御質問の終了時刻の延長や町施設の利用、学力向上を目的とした内容の追加につきましては、困難な状況であります。

①につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君）　①について、お答えいたします。

放課後子ども教室は、佐敷小学校と湯浦小学校で、６月から２月までの間、週２回実施しております。平成２９年度の参加者数は、佐敷小学校３２名、湯浦小学校３５名となっております。児童からの意見や感想では、いろいろな体験ができて良かった、干し柿作りが楽しかったなど。保護者からは、子どもが安心していられる環境が本当に有難く思っています。宿題をする時間もあり、また普段学べないことや家では経験できないことをしていただき良かったですなどの感想をいただいております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　それでは、一つずつ順に再質問させていただきます。

最初の学力調査についてでございますが、平成２９年度に実施された全国学力学習状況調査の本町の結果は、県と比較いたしましてどのような結果になっておりますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

調査は、主として知識を問う問題のＡ問題と、主として活用問題のＢ問題がございます。本町と県の平均正答率を申し上げたいと思います。小学校国語Ａ問題、本町７１％、県が７６％、Ｂ問題、本町が４７％、県が５７％、小学校算数Ａ問題、本町７１％、県が８０％、Ｂ問題、本町３５％、県が４６％となっております。中学校国語Ａ問題につきましては、本町７９％、県７７％、Ｂ問題、本町、熊本県ともに７１％、数学Ａ問題、本町、県ともに６３％、Ｂ問題、本町、県ともに４７％となっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　今の御答弁いただきましたけれども、中学校はだいたい県の平均を上回っている成績に対しまして、小学校が若干ちょっと劣っているような今結果ということで御答弁いただきました。理解いたしました。

２つ目のいじめについてでございますけども、平成２９年度、この町内でのいじめの発生件数は何件あったでございましょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

平成２９年度におきまして、小学校が１件、中学校が８件と報告が上がっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　平成２９年度は、小中学校合わせて合計で９件とのことでございますが、発生しましたいじめのその後の経過といいますか、現在もう平成３０年になっておりますが、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　２９年度報告されたいじめの案件につきましては、解消したというふうに学校から報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　続きまして、３番目の指導主事についてでございますけども、教育事務所に要請をさせているということでございましたけども、教育事務所に指導主事の派遣要請というのは、町から年間何回行っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

平成２８年度においては１３回、２９年度においては１４回の派遣要請を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　平成２８年度が１３回、平成２９年度が１４回ということでございますけども、この回数というのは、実際、十分でございますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

本町の派遣の回数につきましては、各学校で年間１回から２回の現状であり、十分ではないというふうに思っておりますが、芦北教育事務所からは水俣市や津奈木町への派遣もあるため、更なる要請は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　それでは、県内で指導主事を配置している、導入している市町村教育委員会はどれくらいありますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

県内では、４５市町村のうち２１市町村で配置をされております。２１市町村の内訳といたしましては、市が１４市、町が５町、村が２村というふうになっております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　これまでの答弁によりますと、指導主事の必要性は十分認識をされていると。また、県内の配置状況を見ましても、４５市町村の中で２１市町村が配置されているというこの状況の中ですね、児童生徒の学力向上のため、指導主事の配置について御検討いただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君）　お答えいたします。

指導主事の配置につきましては、中長期的な定員管理、また熊本県教育委員会との協議等、諸問題もございまして、検討のための時間をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　これまで指導主事につきまして、４つほど具体的な質問をさせていただきました。そして、これまでの答弁で、県の教育事務所に配置されている指導主事では派遣要請がなかなか難しいというのが、答弁の中では芦北から津奈木、水俣までをカバーしているため、なかなか芦北町だけにということが難しいと。要は、簡単に言いますと、手が回らないということの答弁でございました。私はこの更なる学力向上を目的とした指導主事の導入には是非力を入れていただきまして、先ほど答弁がありましたけども、中学校・小学校ともにですね、県下トップクラスになるようにやりたいと思っておりますので、どうぞ前向きに御検討をお願いいたします。

続きまして、放課後子ども教室の質問についてでございますけども、先ほども演台で申し上げましたけども、児童の保護者も共働きが多うございまして、また核家族化しております。子どもの居場所である放課後子ども教室は重要な事業であります。しかしながら、制度の理由により、様々な制約があるとの御答弁でございました。学校の空き教室を使用している関係上、終了時間が午後５時１５分ということ

でございました。また、その時刻に保護者が迎えに行くことが参加の条件になっております。一般的な業務の終了時間は午後５時、若しくは午後５時３０分であろうと思っておりますが、迎えが５時１５分ということになりますと、なかなか間に合いません。結果、共働きの御家庭は参加させたくても参加できないとの声もいただきます。そうであるならばですね、今後、町で進めている児童館と図書館機能を併せ持つ複合施設であります総合コミュニティセンターなどを活用して、時間や内容など町民の意見を反映させた町独自の子どもの居場所づくりに取り組む考えはございませんでしょうか。

○議長（宮尾秀行君）　福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君）　今後、子どもたちの安全・安心な居場所づくりのために、総合コミュニティセンターを活用した町単独での事業展開についての御提言として受け止めさせていただきたいと思います。なお、現状の実態調査の実施と将来の事業展開については、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君）　藤井君。

○１番（藤井公輔君）　是非ともですね、今後整備される総合コミュニティセンターを核とした子どもの居場所づくりを進めていただくようお願いいたします。

以上で、通告いたしておりました質問は終了いたしましたけども、町独自の政策の中で、特に１８歳までの子どもの医療費の無料化ですとか、様々な大会に出場する際の助成金の支給など、これらは県下トップクラスであると認識しております。また、大変有り難いというお声もいただいております。私もこの制度の恩恵を受けている一人でもあります。今後はこれらの政策に加えまして、基礎学力や基礎体力といった分野でも県下トップクラスを目指していきたいと思っております。

また、竹﨑町長の理念や町の基本的な政策が記してあります、この芦北町総合計画（第２次）ありますけども、私も町長の考えや理念、ビジョン、そして芦北町の政策について、勉強せにゃいかんということでこれを読みました。開きますと、一番最初のページにですね、「はじめに」というところで、竹﨑町長の写真入りとともに、いろいろな町長の熱い思いがあります。その中に芦北町総合計画（第２次）では、「「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念とし」ということで、いの一番に書いてございます。そして、これを読み進めまして、後ろのほうに書いてありますけども、資料というところでアンケート結果が載っております。これは芦北町が進めている政策や今後取り組んでほしい政策について、町民の皆さんのアンケート結果を概略書いてあるものでございますけども、これを見ますと、学校教育、基礎学力、心の教育、教育体制などの充実ですとか、子育て環境の整備、青少年の健全育成といった、子どもに関する項目、政策に関しての数値が非常に高うご

ざいます。ということは、町民の皆さまも子どもに対する、子育てに対する気持ちといいますか、関心が非常に高いということでございますので、どうぞ芦北町でですね、将来を担う子どもたちのために何が必要なのか、また何をすべきなのか、また何ができるのかということをですね、この議場にいらっしゃる皆さまとともにですね、考えて取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ竹﨑町長、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私、藤井公輔、人生初の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君）　これで藤井君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。１１時２０分から再開をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時２０分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を許します。荒川君。

○２番（荒川知章君）　皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、私は通告しております４点について質問をいたします。

１つ目は地域交通支援の具体的な取組について、２つ目は人口減少に伴う定住対策について、３つ目は海浜レジャー及び観光振興についてであります。

まず、地域交通支援の具体的な取組について質問いたします。人生１００年時代といわれる中、自動車免許を返納した後の交通手段の確保が課題となっております。既に車の運転ができず不自由を感じていらっしゃる方に加え、今現在、車を運転し、自由に移動する手段をもたれている方も、あと１０年、２０年後、免許を返納した後はどのような移動手段を取ればいいのかと不安に思っていらっしゃる方が多数いらっしゃいます。本町では、現在、ふれあいツクールバスや乗合タクシー等の交通手段がありますが、その利便性を享受できない地域に住まれている方々に対して、町としてどのような対策を考えているのかお尋ねいたします。

次に、人口減少に伴う定住対策について質問いたします。高校卒業後、多くの人が町外に進学、就職する傾向にあり、少子化と重なって、年々町の人口が減少しています。１点目として、学校卒業後に町内に住み、経済活動を営む人に対して奨学金の返還を助成する制度を制定する考えはないか。２点目として、地元に就職する人に対して支援などの制度を設ける考えはないかお尋ねいたします。

最後に、海浜レジャー及び観光振興について質問いたします。先月２０日、上天草市大矢野町と宇城市三角町を結ぶ新天草１号橋を含む国道２６６号大矢野バイパスが開通いたしました。熊本市内から時間的にかなり短くなったわけではありませんが、今まで芦北町に海水浴に来られていた方も、天草の海水浴場に流れる可能性もあります。私は、昨年の３月にも同じような質問をさせていただきましたが、本町には鶴ヶ浜海水浴場や御立岬海水浴場、芦北マリンパークビーチ、そして萩の越海水浴場、松ヶ崎海浜施設など、複数の海水浴場があります。それぞれの特性を生かし、バーベキューを許可した海水浴場や、マリンスポーツ、またホテル並みの施設やサービスを利用しながら、自然の中で快適に過ごすグランピング等、様々なアクティビティを取り入れ、民間の事業者等と協力するなどして、今までにない取組をする考えはないかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（宮尾秀行君）　答弁を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　荒川議員の御質問にお答えをいたします。

質問１の公共交通については、坂本議員への答弁でも申し上げておりますが、今後、俯瞰的に見直すこととしております。具体的なことにつきましては、担当課長から答弁させます。

質問２について、お答えいたします。現在のところ、奨学金返還支援等の制度を導入している団体は県内で３団体のようでございます。また、熊本県もふるさと熊本創造人材奨学金等サポート事業を新設しまして、平成３２年度から支給開始を予定しています。定住対策といたしまして、今後、御質問の①②併せまして、奨学金返還制度の内容や定住の効果等について検討してみたいと思います。

質問３の内容につきましては、民間事業者等との連携を図りながら、実現に向けた可能性を探ってまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　質問１について、お答えします。

坂本議員への答弁と重なるところもあると思いますけれども、地域公共交通会議の中で現在の交通形態であるツクールバス、それから乗合タクシーも含めまして、地域やニーズに合わせた交通形態を検討し、地域公共交通網形成計画の策定を行うということにしております。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　質問３のバーベキューにつきましては、以前、町内の

海水浴場で利用可能としておりましたが、飲酒による死亡事故や暴力事件、火災、火傷などの危険性の問題もあり、また警察からの指導もあったことから、現在は禁止としております。

また、マリンスポーツにつきましては、御立岬海水浴場で民間事業者と連携し、バナナボートやカヤックを導入した実績がございます。バナナボートは利用者数が当初予定していたよりも少なく、採算面等での課題があったことから、その後の導入はしておりません。なお、カヤックは現在も導入しておりますけれども、利用者数は低調となっております。

以上から、海水浴場におけるバーベキュー、マリンスポーツの導入ともに、課題がある状況ですが、グランピング等も含め、今後の課題としたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　まず、地域交通支援の具体的な取組について、課長より様々な交通形態を検討し、公共交通網形成計画の策定を行うという答弁をいただきました。ふれあいツクールバスや乗合タクシーの利便性を享受できない世帯及び人口はどれくらいありますか。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　実態調査は実施しておりませんけれども、昨年１０月からの乗合タクシーの実証実験の導入につきましては、交通空白地域を対象としたその対策として実施したものでございます。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　今後、乗合タクシーを増やすという選択肢もあると思いますが、例えばツクールバスや乗合タクシーを享受できない地域にお住まいの方に限定して、タクシー代の一部を補助するという考えはございませんか。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　今回の地域公共交通網形成計画の策定の中で、今御指摘のタクシーの利用についてもその検討をしていくということとしておるところでございます。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　今、６５歳以上の方には温泉券を町から支給されていると思いますが、住民の方々の中には温泉は利用しないから温泉券の代わりにタクシー券を支給してほしいという声もあります。また、ツクールバスに関しても、バス停まで遠くて、歩いて行けない。また、病院や商店に降りれないルートがあるので、ルートの再検討をしてほしいとの声もあります。

今、町内のある病院では、病院まで無料で送り迎えをするというサービスを行っています。例えば、町内の各病院と町が提携して、より良いサービスが提供できる可能性もあると思います。地域交通の問題は、現在、車を運転されている方も数年後のことを考えると、非常に深刻な問題です。様々な声がアンケートにも上がってきていると思われますが、こういった住民の方々の声を大切にされて、計画を策定していただければと思います。こういったことも踏まえて、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　繰り返しになると思うんですけれども、これまでもそのアンケートまたは調査によりましてですね、地域の要望等を踏まえまして、乗合タクシーのルート変更等を実際行ってきているところでございます。今回の計画策定につきましても、アンケートの内容の検討でございますとか、事業者等の意見を伺いながら、今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　是非、町民の皆さんが安心して快適に生活できる地域交通のあり方を検討していただければと思います。

次に、人口減少に伴う定住対策について、１点目の学校卒業後に町内に住み、経済活動を営む人に対して、奨学金の返還を助成する制度を制定する考えはないかについて、町長より、奨学金返還制度の内容を検討してみたいという答弁をいただきました。人口減少は全国的な問題でありますが、町内への移住を促進するだけではなく、町内から町外へ出なくても安心して生活できる環境整備が必要になってくると思います。また、大学や短大等を卒業して芦北町に戻り、芦北町を盛り上げていきたいと思っている若者に対しては、奨学金の返還の助成をするというのは、大切なことだと考えます。これは単なる助成にとどまらず、町にとってもそれ以上有益になる可能性は十分にあります。現に隣の球磨村では、「球磨村の未来を担う人材を応援します」として、球磨村奨学金返済支援助成金の事業を行っています。これは奨学金返済金の一部を５年間補助するというもので、１年間の上限を２０万円までとし、それを５年間まで補助するという取組です。また、熊本県でも今年度から、県内の中小企業にＵターン就職した大学生の奨学金を企業と折半し、全額返還する制度を新設します。奨学金を利用してない場合は、転居費などを補助するとしています。県としては、人材確保に苦労する企業に、地元出身者の入社を促して人口減少対策につなげたいとの考えです。芦北町でも是非この取組を行っていただきたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　町長からの答弁もございましたように、その奨学金返還制度の内容、それと定住への効果、そして奨学金を利用していない人との整合性等を検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　２点目の地元就職者に対しての支援などの制度を設ける考えはないかについて、町長より、定住の効果等について検討してみたいという答弁をいただきました。高校卒業後、町内に就職する人や、奨学金を利用せず大学や短大を卒業した人が芦北町に就職する場合も、例えば町内企業と連携して、年間１万円を１０年間にわたって支給するとか、また町内で起業したいと思っている人に対して、何かしらの補助をすることも必要ではないかと考えます。これも先ほどの奨学金の返済を助成することと同様に、単なる補助にとどまらず、芦北町にとってそれ以上有益になる可能性は十分にあります。そして、芦北町で事業を起こしたい、芦北町に就職して地元に貢献したいと思ってもらえるようなまちづくりが必要になると思います。

町内に仕事する場所を確保する問題もありますが、企業誘致もなかなか難しい問題があります。先週、芦北振興局長とＩＴ企業がサテライトオフィス誘致に向けた包括協定を締結したとの報道がありました。こういった環境を活かし、町内にサテライトオフィスを設けてもらう取組であるとか、今や会社に出社しなくても自宅でパソコンで仕事をして、会議もネット会議で済ませるような会社がたくさんあります。そういった会社と町が提携し、アウトソーシングで芦北に重点的に仕事をもらえるようなシステムの構築など、これまでとは違った地元住民の仕事の確保などを考えていかなければならないと思います。

そういったことも踏まえ、町内の働く場所の確保とともに、町内に就職する人に対しても、何かしらの支援の制度を考えていかなければ、ますます人口は減ってしまうと考えられますが、いかがでしょうか。再度、御見解をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　移住定住を考える上では、基本的には今言われた支援制度と仕事というのはセットであるというふうに考えております。そういったことも含めまして、検討させていただければというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　是非、前向きに検討していただければと思います。

次に、海浜レジャー及び観光振興について、バーベキューを許可した海水浴場やマリンスポーツ、グランピング等、様々なアクティビティを取れ入れ、民間事業者と協力するなどして、今までにない取組をする考えはないかとの問いに対して、課

長より、今後の課題としたいとの答弁をいただきました。鶴ヶ浜海水浴場も御立岬海水浴場も、来場者数は年々減少しています。バーベキューを許可することによって、酔っぱらって周りに迷惑をかけるとか、ごみの問題もあると思いますが、例えば御立岬海水浴場では、様々な禁止事項を書いた誓約書にサインをした人に限っては、場所を区切ってバーベキューを楽しめるようにするとかして、ただ禁止をするだけではなく、どうやったらバーベキューを許可することができるかを考えることが大切だと思います。ほかの多くの海水浴場ではバーベキューなど、様々な禁止事項を設けているところが多いのが現状ですので、芦北町が許可することによって差別化が図られ、更に魅力的な芦北の海をアピールすることができると思います。

また、例えば萩の越海水浴場では、グランピングの整備を整え、貸し切りにすることもできるようにすれば、芦北町では１日プライベートビーチを持つことができると話題になる可能性もあります。芦北町の海にこれまで以上に来てもらうためには、これまでにない様々な新しい取組が必要になると思います。こういったことも踏まえ、もう一度御見解をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　今後におきましても、既存の施設の利用促進を図りますとともに、御質問の場所が県立自然公園内が対象となりますので、クリアすべき問題点等も存在していますので、先ほど申し上げましたように、今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君。

○２番（荒川知章君）　最後に、町の財政の問題もありますが、県が進める水俣・芦北振興計画の事業を上手に活用しながら、住んでよかったと思えるまちづくりに関わる地域交通支援及び定住対策、そして交流人口増加となるための海浜レジャー施設の見直し等を行うことで、より一層の町の活性化が図られると考えます。

私は、今回質問した件に関しましては、今後も高い関心をもって活動してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（宮尾秀行君）　荒川君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。午後１時から再開をいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

休憩　午前１１時４０分

再開　午後　１時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を許します。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　午後からの質問となりましたが、少々時間をいただきたいというふうに思います。

今回、改選後最初の定例会でございます。私は、今期目指すべくスローガンとして、期待される議会像を目指し、期待される議員として活動することを掲げました。町政はすべて町民のために進められるべきものとの信念で今日まで活動をやってきました。今回の一般質問は、教育行政に関する３つの問題について質問をいたします。

まず、第１の質問、町民講座において、新たな講座開講について質問をいたします。先の３月定例議会において、一般質問の場で本町で働く外国人技能実習生への支援の一環として、日本語講座の開設について触れてみました。今期は、文教厚生常任委員会に所属して、今議会、議員生活中、初めての委員会所属でございます。そういうことの中で、委員として本町の町民講座開講式に出席をさせていただきました。開講式において、多種多様な、また昼夜の講座があり、合わせて２７講座、約４３０名の受講者がおられるようでございます。語学の講座としては、英会話、韓国語講座がありました。

そこで、質問をしますが、本町で働く外国人技能実習生向けに日本語講座を開講していただくことはできないものか質問するものであります。今後、本町で働く外国人は増えてくるものと予測されます。間違いなく増えると思っておりますし、本町に慣れ親しむには、日本語をマスターすることが不可欠であります。是非取り組んでいただきたく質問をするものであります。

次に、第２の質問、教育委員の選任について質問します。平成２４年６月１４日、定例会の最後の日でございましたが、女性教育委員が初めて誕生したわけであります。議会の同意をいただきまして誕生したわけでありますが、大変期待しておったわけであります。最近お見かけしないなということでお尋ねをしてみましたら、１期４年、いわゆる平成２８年６月１３日付けで満期でありましたので、再任をお引き受けされなかったということをお聞きいたしました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律３条で、教育委員会は教育長及び４人の委員をもって組織するとあるわけであります。本町では、平成２８年６月１８日付け、ちょうど２年余り空白でありますし、教育委員長を含め３名体制で現在あるということに相成りますが、なぜなのかまず質問をいたします。また、この法律第４条２項で、委員は町長が議会の同意を得て任命するとあります。町長は任命権者としてあるわけでありますので、速やかに任命をなぜされなかったのか質問するものであります。

次に、第３の質問は、芦北町教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価・結果について質問します。９月にはこの冊子が配られ、報告がなされます。皆さんも御承知のとおりだと、現職でおられた方はですね、ありますが、この報告書は先ほど言いましたように、毎年９月議会に報告を受けますし、２９年度の報告書の準備ももうそろそろされることだというふうに思います。平成２８年度のこの報告によりますと、英語検定受験支援事業、語学指導事業、準要保護児童生徒就学援助事業が個別評価ではＣ評価に下がっていることは報告を受けましたが、その原因は何であって、この２９年度にあたって、どう改善をされたのか質問するものでございます。

以上、質問いたしますが、明快な答弁を求め、第１回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　これから答弁を求めます。竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君）　お答えいたします。

質問１の町民講座は、町内に在住または勤務する方を対象に開設しております。また、新たな講座開設につきましては、事前にアンケートを実施した上で、ニーズが高いものを取り入れることとしております。今回御質問の外国人技能実習生に限定した日本語講座の開設については、現在考えておりませんが、現在開設しております２７の講座で日本文化を学び、併せて町民とコミュニケーションを取ることも日本語理解の一つの手段となり得ますので、是非参加されますよう御検討いただきたいと思います。

質問１の教育委員の選定については、町長と情報共有し当たっているところでございますので、私から答弁させていただきます。教育委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第５項の規定により、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、保護者であるものが含まれるようにしなければならないと規定されています。欠員となっている委員の選任につきましては、保護者であるとともに、女性の委員が求められることから、人選に苦慮しているところであります。平成２８年６月１３日付けで任期満了により御退任された委員の後任については、本町教育行政の発展への御尽力が期待できる方に委員就任のお願いをいたしましたが、承諾いただいておりません。今後も委員の選定を早く満たすように対応していきたいと考えています。

質問３につきましては、教育課長から答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　質問３につきまして、お答えさせていただきます。

芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価・結果の報告は、

教育委員会が行う事業について、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の５つの項目及び総合評価をＡＢＣＤの４段階で評価しております。お尋ねの３事業については、５項目の中の一つの１つの項目でＣ評価となっていますが、総合評価ではＢ評価となっています。

まず、英語検定受験支援事業についてでございます。合格率を概ね５０％を目標としている中、４７％でありましたので、達成度を目標をやや下回ったＣ評価としております。なお、平成２９年度は合格率、合格者数ともに増加しており、評価も改善する見込みであります。

次に、語学指導事業についてであります。小学校の英語の教科化に向けて、英語の授業の質を向上させるために、より指導力のある英語指導助手を配置する必要があるとの課題が生じてまいりましたので、効率性を一部余地ありのＣ評価としております。なお、平成２９年度においては、民間業者を活用し、より日本語によるコミュニケーション能力の高い英語指導助手を配置し、英語授業の質の向上に取り組んでいます。評価も改善する見込みであると考えているところでございます。

次に、準要保護児童生徒就学援助事業についてでございます。援助費の中の新入学学用品費については、保護者が必要とする時期、すなわち入学する前に支払いができないという課題があり、効率性にＣ評価としておりました。なお、２９年度においては、新入学学用品費の支払いが前倒しでできますよう要綱を改正し、改善を図りました。同じく、評価も改善するものと考えております。なお、教育委員会といたしましては、Ｃ評価以上は合格に達しているというふうに認識しており、その中でＣはＢに、ＢはＡになるように改善見直しに取り組んでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　それでは、順次、１番から入りたいと思います。

３月、ちょっとですね、私も大枠の質問要綱に生活支援とか環境とか書いてありましたので、単刀直入にこうしてですね、教育委員会のほうにすればよかったというふうには思いますけども、やはり私も初めてこの２４年間、議会の中で文教委員会初めてでございまして、多岐にわたっていろいろ文教委員会はあるなあというふうに察しておりますが、町民講座は本当４３０名のうち、参加者は多数お出でになられてですね、笑顔で参加されておりまして、楽しいんだなというふうに感じておったわけでありますけども、もちろん町民向けでありますけども、私が思うのは、今、全国的に、この前も言いましたが、外国人技能実習生、今回、国の方針でも労働力不足のために農業とか建設業とかに、就労目的の外国人労働者を入れるというような素案がもうちらほら報道でも聞こえる。これも３０万、４０万人の労働者が

入ってくる。もう現在、私もこの芦北町に農業のほうで入れるということで、ベトナムのほうに面接に行った方も２、３名おられることは存じ上げております。そういう中で、語学というものの大事さというのはつくづく分かります。先ほど答弁の中で教育長がですね、いろんな町民講座の中で来てもらえれば全然違うんですね。全然それは分からないんですから、行って、会話が。まあ英検４級ぐらい取って来る人もおりますけども、介護はＮ３級を取らなくては、帰国しなければいけないという厳しい条件がありますけども、いかに語学の大事さというのを彼らは痛感しております。母国でそういう勉強も多々してくる人もおりますけども、なかなかですね、技能労働という形、技能実習生という形の訓練は、それなりにそうマスターせずにでも、片言の日本語でいいんですけども、これはやはり町民としてその期間は認めるべきことでありまして、税金も払うわけであります。町民税、所得税も払うわけでありますので、大きなやはり収入源にも今後なり得るというふうに思います。その環境をいち早く行政がやっていただくというならば、非常に私は彼らにとっても、我々雇う雇用者に対しても、雇用者のほうのリスクも非常にいち早くして、いい労働条件のもとで働くことができるんじゃないかと。また、母国に３年、５年後帰ってから、日本語をマスターしていますと、就職率が高くなるというメリットもありますので、いち早くやっぱり芦北町が取り組んでいただければなと強い思いでおりますが、もう一回答弁をお願いしたいと思います。また、教育行政ではありますけども、町長の所感的にはどう思われるかもお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　答弁を求めます。福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君）　町民講座につきましては、先ほど教育長が申しましたとおり、町内在住の方、それと勤務をされている方を対象にしております。ですので、当然、外国人技能実習生の方についてもその対象となるということで理解をしております。先ほどありましたとおり、アンケートを毎年行うんですけれども、９月に実施します。それを受けて、来年度、次年度の講座について新講座を設けるかどうかを決めていくわけなんですけれども、その際に外国人技能実習生のみならずですね、町内に在住されている外国人の方々からでも、その日本語理解の講座が必要だということであれば、開設についても前向きに検討すべきじゃないかなというふうには思います。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　教育委員会と協議をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　生涯学習課長、非常に前向きな考えで、私も手段としてはですね、行政にお願いという形の提言をするわけでありますので、雇い入れのほうと

もですね、懇談をしながら、正式に陳情なりすべきかなという手段は考えているつもりであります。あらゆる手段を取って、今年度ですね、やってきている技能実習生の更なるですね、芦北町はこういうことまでしてくれるという喜びを与えることも私の使命であろうというふうに思いますので、今後そういう雇い入れの方々も、やっぱり鋭意行政へのアプローチをしていくということで１回目は終わります。大変必要なことと思いますし、先陣を切ってやられれば、非常に芦北町も更にクローズアップされるんじゃないかというふうに思います。

次に、選任のほうでありますけども、今、５条のほうで４条の５項のほうでですね、言われましたけども、こればかりこだわっていたら、やはりいけないんじゃないかなと。人材が不足という、人材が見つからないということに考えていいわけですかね、町長。選任者です、任命権者ですから。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　この法律はですね、非常に多くの首長の悩むところでありまして、特に人口規模の小さい町とか村はですね、保護者であることというこの文言がですね、大きくブレーキになっておりまして、あまり良いことではございませんけども、ある自治体ではもう誰でもよかけん頼んだと、こういう状況です。それで、教育行政へのですね、やはり中核あるいは指導的立場となる者の選任がそれでいいのかということでありまして、現に子育て中の親であるということはですね、大変選考に難しい面がございまして、教育委員会でも私どものほうでもですね、情報交換しながら、この人ならいいだろう、この人ならいいだろうということで話を進めますが、すべてお断りになるわけでございます。この条項さえなければ、多くの人材が私は本町にもおるというふうに思っております。そういう実情である、そんな中で我々も努めてこれは頑張っておるということを御理解をいただきたいと思います。なおですね、教育委員会に１名欠だが、職務遂行に差し支えないかということを何度も私は言っております。何とかそれが充足されるまでは、今の者でやっていくということでございましたので、これからも慎重に選考を進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　よく理解はしますけども、やはり小さな自治体は条例で３名にすることもできるわけでありますが、芦北はそう小さい自治体でもないというふうに思いますし、ああそうかなというふうにちょっとですね、任命権者あるいは教育委員会としてはそういうお悩みということ。ただですね、やはりもう２年の空白の中で、やっぱり文教厚生委員会の方々もほとんどが知らなかったんじゃないかなと、このことについてはですね。やはりこれは任期が４年でローリングするわけで

ありまして、全員変わるわけじゃないもんですから、同意があって、いつ４年経つのか、あまり定かじゃないもんだから、はっきり周知していませんよね。だから、分からないと思うんですけども、やはりそういう今、選任がなされてない所管のほうには、やっぱりちょっとぐらいお詫びなり、こういう現状だと言われたほうがかったんじゃないかなと、私はそう感じておりますし、卒業、入学式の告示のときに、あまり見かけなかったもんですからですね、私は毎日、朝夕、自宅の前を通りますので、車がここ最近なかったもんですから、ちょっと病院のほうで聞いたんですけども、かくかくしかじかであるという理解はいたしました。大変適任者である、町長のそのときのですね、同意を求めるときの御紹介に、大変立派な方であるということも評価されておりましたし、なかなかそう人材はおられないかなと思いますけども、早めにこれはもう要するにいつ任命することができるかというのは分からないということで、私、理解していいですかね。どんなですか。

○議長（宮尾秀行君）　竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　鋭意努力してまいりますので。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　私ですね、よくこういうことを諭されるんですけども、いい加減だと言い訳ばかりする、生意気だと愚痴が出ると、真剣だと知恵が出るという言葉でですね、よく諭されるんですね、私がぐすぐずしてると。だから、私はですね、よく真剣だと知恵が出るんだよと、打つ手は無限という言葉も使いましたけども、そういう気持ちでやっぱり接しないとですね、いけないんじゃないかなと思います。また、先ほど教育行政に期待と言われたんですけども、すべては次世代の子どもたちのためということであればですね、母体である教育委員会の委員の方がやっぱり欠員では、非常におかしいんじゃないかというふうに思いますので、真剣にやっぱり取り組んで、早く選任をしてですね、軌道修正といいますか、しっかりとした一人の御意見というのは、やっぱり偉大なものがあるというふうに思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君）　竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君）　限られた、今現在、委員の皆さん方で常に情報共有、また情報提供を相互に行いながら、運営等に支障がないようにしっかり職責を果たしていただいておるところであります。限られた委員さん方で、今精一杯できることをやっておるということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　押し問答になりますので、これくらいにしておきます。期待

を申し上げます。

次に、この評価・結果の報告書についてでありますけども、単なるですね、数字で私は言ったんじゃなくて、原因があるから結果がこうなるんだと。これはまじめに、いつもまじめかも知れませんけども、評価をこうしてやったというのは、やっぱり議論があったと思いますよ、２８年度はですね。だから、私はそのときは何も言わなかったんですけども、どう改善されるのかというのが一番、こういう原因があったら、今度はこう改善をしていくという姿勢、これが一番原点だというふうに思いますので、そうあったんですけども、やはりＡＬＴとかの人材不足とかは、この前やっていましたけども、今、ＡＩの時代ということで、ＡＬＴの代わりにロボットでＡＬＴの代わりをするというようなことも言われていましたよね。もう１５０万円前後でそのロボットが買うことができるというようなことでありましたので、一つ見てもらえればというふうに思いますけども、多分、私はこういう原因もあったんじゃないかというふうに、指導的にですね、評価が落ちたと。先ほどもありましたように、小学校のほうも３年生からもう英語のほうが必須になりますけども、まさにまだ難しく評価的にはなるんじゃないかと思いますが、いかがですか、教育課長。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられましたとおり、英語の教科化ということで、小学３年生以上が英語の授業を行えるということになります。今は経過期間でございますので、正式には３２年度からになりますけれども、特に小学校においては英語科というのが今までございませんでしたので、英語に堪能な先生方が不足しているという現状があります。その中で、日本語のコミュニケーション能力の高い英語指導助手を配置をして、小学校においての英語力の向上に役立てたいというふうに考えて配置をしたところでございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　やはりこれは地方行政法の中でこういうのをしなさいということがあるのは、やっぱり数値で見る結果をですね、分かりやすく見るというのもこういう評価制度を報告するようになっておるんじゃないかなというふうに推測するわけですけども、この要するに事業の成果と課題という形のコメント、教育委員会事務局の評価がありますけども、事業の成果と課題ということでのこのコメントは、評価は誰がして、どう書くんですかね。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　議員さん、今おっしゃっているのは、報告書の中の個表だ

と思いますけれども、そこの成果と課題につきましては、事務局のほうで作成をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　作成といいますか、これはどういう過程ですね。上がってきたこの文言を作るのは事務局でありますけども、誰が評価するんですか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　評価につきましては、まず事務局の評価がまずございます。それをもとに学識経験者の意見をいただいて、それをもとに教育委員会に諮りまして、教育委員会の評価ということで最終評価をいただいているところでございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　それじゃあいわゆる教育委員会の中で全部やるということになりますよね。自分たちの業務を自分たちで評価するという形になっているということですよね。どうですか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　委員会だけではございませず、外部のですね、学識経験者の意見もいただいて、全体的な評価をさせていただいているところでございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　学識経験者は一番最後の総体的な評価をされるんでしょう、これ。細々とは評価はされないんでしょう。この方も一緒に携わられるんですか。違うでしょう。学識経験者はこの全体のお宅たちが出したやつをずっと見て、個人的な総評という形の中で評価をされるんじゃないですか。

○議長（宮尾秀行君）　白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君）　総合評価を出すにあたりましてのプロセスといたしまして、学識経験者の意見を聞いた上で、最終的に教育委員会として決定をするというプロセスでございます。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　要は、はっきり言って、自分たちの仕事を自分たちで評価するというような形になりますので、そうでしょう。だから、やっぱり評価の形はもっと何かですね、違った評議員とか、そういう形の人も入れてやることによって、また違った見方も出てくるんじゃないかなというふうに私は思いますけども、ちょっと県のこの評価の、県教育委員会の評価のやつも持ってるんですけども、そこのところもちょっと具体的に私も所管ですので、しながらですね、良い評価が、そして偏りのないお手盛りにならないような評価、しっかりとした評価をですね、していただかないと、やはり先が見えてこない。要するに原因と結果というのは、そう

いうことでありますので、しっかりとした教育理念を目指すならば、そういう形でですね、工夫を重ねていかないといけないんじゃないかなと、私は思っている次第であります。また、一緒に頑張って、私も勉強したいというふうに思いますので、どうこうは申しませんけども、良くなるためにはお互い努力しなければいけないというのは当たり前のことですので、法律の問題もありますけどもですね、やっていかなければいけないなというふうに思っております。

少々時間残しましたけども、これで私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　これで川尻君の質問が終わりました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

散会　午後１時３０分

平成３０年第３回芦北町議会定例会議事日程（第２号）

平成３０年６月１５日
午前１０時　開　　議
於　　議　　場

１　議事日程

第　１　報告第　１号　一般会計の繰越明許費繰越計算書について
第　２　報告第　２号　有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
第　３　報告第　３号　有限会社御立岬の経営状況の報告について
第　４　議案第３６号　平成３０年度芦北町一般会計補正予算（第１号）
第　５　議案第３７号　平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）
第　６　議案第３８号　芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
第　７　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第　８　議員派遣の件
（一括議題＝第９から第１３まで）
第　９　総務常任委員会の閉会中の継続調査の件
第１０　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件
第１１　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件
第１２　広報委員会の閉会中の継続調査の件
第１３　議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
（閉　会）

２　出席議員（１６人）

１番　藤　井　公　輔　君	２番　荒　川　知　章　君
３番　林　田　燿　宏　君	４番　坂　本　　登　君
５番　宮　内　道　則　君	６番　寺　本　順　一　君
７番　古　村　逸　男　君	８番　白　坂　康　浩　君
９番　前　田　徹　一　君	10番　元　山　秀　志　君
11番　平　松　洋　一　君	12番　川　尻　成　美　君
13番　寺　本　修　一　君	14番　岡　部　惠美子　君
15番　草　野　安　道　君	16番　宮　尾　秀　行　君

３　欠席議員（０人）

４　説明のため出席した者の職氏名（１５人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	竹浦裕道君	総務課長	下田　研君
企画財政課長	一丸喜八郎君	税務課長	川尾敏浩君
住民生活課長	田渕耕一君	福祉課長	櫻井優一君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	福田貴司君
商工観光課長	園川民夫君	建設課長	長崎十三男君
上下水道課長	杉本芳郎君	教育課長	白坂達也君
生涯学習課長	福井成昭君		

５　職務のため出席した事務局職員の職氏名（２人）

議会事務局長	上野孝司君	次長(課長補佐)	岡田謙治君

議 員 派 遣 の 件

次のとおり議員を派遣する。

１．熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

(1) 目　　的　政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため

(2) 派遣場所　グランメッセ熊本　コンベンションホール

(3) 内　　容　講演

演題　「地方創生・まちづくり」（仮）

講師　立正大学客員教授　高野　誠鮮　氏

(4) 期　　間　平成３０年７月９日（月）

(5) 派遣議員　各常任委員長及び議会運営委員長

２．熊本県町村議会正副議長研修会

(1) 目　　的　今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため

(2) 派遣場所　熊本県市町村自治会館　別館大会議室

(3) 内　　容　講演

演題　「災害時の議会の役割」（仮）

講師　同志社大学教授　新川　達郎　氏

(4) 期　　間　平成３０年８月６日（月）

(5) 派遣議員　草野副議長

平成３０年６月１５日

芦北町議会議長　宮　尾　秀　行

開会　午前１０時００分

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第１　報告第１号　一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君）　日程第１、報告第１号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について報告を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　おはようございます。

報告第１号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について。平成２９年度芦北町一般会計補正予算の第７号、第２条の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明いたします。

平成２９年度芦北町繰越明許費繰越計算書。この繰越理由につきましては、先の３月定例会の中でそれぞれ繰越明許として定め、承認を得ているものでございます。

款３民生費の保育所等整備事業から、款７土木費の河川改良事業までの６件の合計４億３，２６４万５，０００円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳は、国県支出金が２億４，５８８万８，０００円、地方債は８，１３０万円、一般財源が１億５４５万７，０００円です。主な繰り越し理由は、事業実施に伴う協議等に時間を要し、適正工期が確保できないもの、また震災の影響により資材等の確保に時間を要したことによる工事の遅延などで繰り越したものでございます。繰り越した６事業の全てが着手されております。５月末までに完了したものが、直販施設整備事業で残りの事業についても完了に向け進捗が図られております。

以上、報告いたします。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これで報告第１号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第２　報告第２号　有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君）　日程第２、報告第２号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　おはようございます。

報告第２号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成２９年度の営業報告について申し上げます。資料は３ページを御覧ください。

事業として、県立芦北青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務が行われております。利用状況は、県立あしきた青少年の家が５２５団体、延べ７万６，６３３人で、前年度より４，４４３人増加し、前年比１０６％となっております。これは平成２８年熊本地震の影響により、県北の同様な研修施設が被災したため、熊本市などからの来所が引き続き増加していることによるものであります。

また、芦北海浜総合公園につきましては、熊本地震の影響により、減少しておりました入場者数も回復いたしまして、収入額も前年比２０％増の２，０００万円代となりました。平成２９年度の事業実績は、総収入１億２，６４２万２，４９６円、当期未処分利益は２７５万７，１８３円となっております。

なお、６ページの損益計算書に記載のとおり、当期純利益は１２２万３，０９８円となっております。

そのほか貸借対照表が４ページから、損益計算書が６ページに、７ページから販売費及び一般管理費の計算内訳など、それと９ページに利益処理がございますので、御覧ください。

最後に、平成３０年度の事業計画について申し上げます。資料は１０ページからになります。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとづくりくまもとネット・三勢共同体と平成２９年度から新たな５年間の契約締結がなされており、平成３０年度は２年目となります。利用者数見込みは、近年の少子化などの社会情勢や平成２９年度の決算状況を踏まえまして、７万人と見込まれております。

また、芦北海浜総合公園におきましても、利用者の増加を図るためのサービスの向上に努めるとしてあります。

１２ページから収支計画書を記載しておりますので、御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　それでは、単刀直入に、７ページのですね、販売費及び一般管理費の計算の中に、寄付金が今回１０万円ありますけども、どこからの給付なのかをお示しください。

そして、県立青少年の家の一部受託があって、最初、単独でありましたけども、そのときの県からの受託収入が１，８２４万円でしたか、そして三勢さんから今度もらうということで、近年１，２１８万円になっております。当面、この値段が、この収入ということで契約されておりますけども、人件費等、最低賃金とかも上がってきておりますが、その点には考慮されないんだろうかなというふうに考えましたので、その点お願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　それでは、お答えをいたします。

まず、１点目の販売費及び一般管理費の計算内訳の中の寄附金の１０万円につきましては、これはいただいたんじゃなくて、逆に支出をした１０万円でございまして、スポーツイベントでありまして、ＷＢＯのボクシング大会がありましたときの寄附でございます。

それと、２点目の質問につきましては、契約書の中にまた協議する部分が入っております。そちらのほうで最終的には対応されると。基本的には、申されました人件費分も一応網羅されたところでの委託金というふうに理解はしております。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　寄附のほうですけども、ここから給する根拠とか、そういうのはどういう形で寄附という、取締役会でされたのは分かりますけども、やはり受託料という形で町から相当な金が入っとるわけですので、純たる純利益が出たんじゃないと私は理解しておりますので、これに対してやっぱりどういう協議で出されたのかということ。

そして、この青年の家のやつは、もう契約をすれば、その金でなると思いますので、そういう中で提示される金額という形の、もう５年間は全部１，２１８万円でいくということに理解していいんですかね。それとも、できないんでしょう、もう。いかがですか。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　まず、１点でありますけれども、寄附のほうの話であります。定款のほうに地域振興に係る各種大会、それに附帯する一切の事業という

ことをうたってございまして、地域振興的な要素で支出されたと私は理解をしております。

それと、もう１点につきましては、一応契約でございますので、原則この金額で、５年間なんですけれども、基本的には１年ごとに見直しをしていく契約内容となっております。甲・乙、委託者と受託者の間で何ら異議がなかった場合、自動的に毎年更新されていきますので、まあ必要ありますと、毎年協議は当然必要な経費分についての協議はなされるだろうというふうに認識をしております。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　３回目でありますが、いわゆる議会でもこういう報告をしたときに、こういうのがあったということは、やっぱり取締役会等に伝えておられると思いますので、その点はお願いしたいと。

○議長（宮尾秀行君）　ほかにありませんか。平松君。

○１１番（平松洋一君）　２点、お伺いします。

４ページに、貸借対照表で未収金、未収入金が１１５万円、これは３月３１日現在ですから、改善はされていると思いますが、その中身の説明をお願いします。

５ページ、未払金１，０７４万４，７８３円、前年から３６９％増加しておりますが、未払金の中身はどういうものか説明をお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　まず、貸借対照表の未収入金につきましては、この分につきましては、この３月末時点で、先ほどありました三勢共同体、受託契約しております、そちらからの一部委託料のほうがまだ入ってないという部分と、若干ですけれども、自動販売機の販売手数料のほうが入っておりませんでしたので、その合わせた分というふうになっております。

それと、未払金につきましては、７８０万円ほど増えているわけでなんですけれども、これは２９年度におきまして、有限会社のほうで３名の方が、お一人は従業員の方が亡くなられまして、あとお二人の方が御退職されまして、その３名分に係る人件費相当なんですけれども、こちらのほうを町のほうとまた減額の変更契約を取り交わしをさせていただきまして、その分を最終的には町のほうに４月以降、返還をしていただいたわけなんですけれども、この３月３１日時点におきまして、まだ契約は終わっていたんですけれども、お金のほうが未払であったと。おまけに３１日がちょうど金融機関、土日で休みだったものですから、金融機関のほうが動くことができなくて未収金で上がったということであります。

○議長（宮尾秀行君）　ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これで報告第２号を終わります。

－－－－－－－○－－－－－－－

第３　報告第３号　有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君）　日程第３、報告第３号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　報告第３号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきまして、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成２９年度の事業報告について申し上げます。資料３ページを御覧いただきたいと思います。

利用者総数は、前年度比１０３．９％の３９万５，０５２人でありました。事業実績は、総売上で２億６，２２３万８，０７８円、経常利益は６７７万３，９９３円となっております。前年度より１６０万４，４６５円増加いたしております。

部門別では、公園利用者数１０万２，７７５人、売上５，９０８万７，０００円、温泉センター利用者数１０万８４１人、売上６，６４０万６，０００円、物産館利用者数１９万１，０６２人、売上１億１，７７７万１，０００円、塩事業利用者数３７４人、売上１，８９６万６，０００円となっております。

その内容としまして、平成２８年度熊本地震の影響により減少いたしました利用者総数は回復を見せており、また各部門での計画的な人員配置などによる経費の節減等で、経常利益、当期利益ともに昨年度を上回る黒字決算となっております。

そのほか貸借対照表が４ページに、損益計算書が５ページに、６ページから利益金処分などの報告書がございますで、御確認をください。

最後に、平成３０年度の事業計画について申し上げます。資料は９ページからになります。

公園事業部では、サービスレベルの向上、公園、温泉施設のメンテナンスの強化とあります。

物産館事業部では、既存商品の見直し、地域性重視の商品構成により集客力を高めるとあります。

１１ページに物産館事業部の事業計画、１２ページに収支計画、１３ページに公園事業部の事業計画、１４ページから１５ページに収支計画を記載しておりますので、御覧ください。

以上で報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　先ほど同じような形ですけども、６ページの損益計算書に、収入ですけど、売上高に２項目しか、昨年からありません。要するに、これを見ますと、全部売上が計上されておりますけども、町からとか、いろんな収入といいますか、受託事業があるわけで、２６年度のやつには受託事業は昨年から載っておりません。計画書を見ればですね、次年度の計画書を見れば、ちゃんと各々項目に町からの委託事業とか、道の駅とか、いろいろ書いてあるんですけども、これを決算書というのはこれを見て、ぱっと一目瞭然にするべきというふうに思いますし、せめてこの３段目に受託収入という形で、町からもらった１億１，０００万円以上ありますので、それは記載すべきと思いますが、いかがでしょうか。これは誰か顧問の先生、税理士さんを入れておられるのか、それともそこでされるのか、経理のほうはどんなですかね。

○議長（宮尾秀行君）　園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　お答えをいたします。

一応税理士さんのほうに会社のほうが顧問としてお願いしてございます。

それと、売上高の２項目についての御質問というふうに思いますけれども、売上高につきましては商品を仕入れた部分についての項目、それ以外の役務の提供、いわゆるサービスですね、その部分についてが手数料収入というふうなことで、こちらは企業会計原則に基づいてですね、税理士さんのほうが一応区分をしてございまして、私も念のために熊本県のほうに、この経理方式でいいのかということで、実際この書類を持ち込みまして確認をしていただいたんですけれども、一応最終的に何ら問題ないというふうなことでですね、いわゆる会社がそのまま伝票に従って区分をして計上した数字であるので、要件としては十分満たしておるというふうなことが１点、それと、税理士が作成しまして、当該有限会社の取締役会におきまして議決された内容であるので、有限会社から町に対して、今回議案で報告された内容をそのまま提出してありますので、何ら一応支障はないというふうなコメントもいただいております。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑ございませんか。寺本順一君。

○６番（寺本順一君）　職員の賞与について質問をしたいと思いますが、その前に非常に近年、御立岬の管理状況がすごく良い状態でございまして、来園された方々からそういうお褒めの言葉をいただいております。この場をもちまして、管理にあたっ

ておられます職員の皆様方に心から敬意を表したいと思います。

職員の賞与についてお尋ね申し上げます。収支計画で、有限会社御立岬が年間支給率２．５となっております。あしきたマリンハウスが２カ月でございます。両会社の職員の賞与の整合性の上から、また町の管理下の施設であること、更には同一労働、同一賃金の上からも、この２．０と２．５の調整といいますか、をやっていただいたらどうだろうかというようなことを御質問申し上げるわけでございますけれども、まあこれはあくまでも報告でございますので、質問に対する答弁は要りませんけれども、今後そういうことを頭に置いて、一つ観光課の中でもいろいろと現場と打ち合わせをしたりして整合性を図っていただければ幸いじゃなかろうかというようなことで考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　答弁はいかがですか。

○６番（寺本順一君）　答弁はいいです。

○議長（宮尾秀行君）　よろしいですか。そして、先ほどの質問の中で、「あしきたマリンハウス」というような発言がありましたので、「あしきたマリンサービス」の間違いだと思いますが、訂正をしておきたいと思います。

ほかにありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君）　先ほどの質問で、商工観光課長は税法とかに照らし合わせてやっているのでということで言われまして、それはそうでありますけども、違うんですかね。この有限会社あしきたマリンサービスの顧問と、これは違うわけですかね。マリンサービスにはちゃんと書いて、同じことでしてありますし、これは一目瞭然見えるじゃないですか。せんでもいいて言うけども、一目瞭然見えるという形で、社長もおられますけども、したほうが私はいいんじゃないかなと。すべきとかは書いてないと思いますけども、するならばやったほうがいいかなと。書いてはいけないということじゃないんでしょう。と私は理解しますけども、社長、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君）　藤崎副町長。

○副町長（藤崎正司君）　この内訳については、おっしゃるとおりですね、町からの委託金、それと有限会社御立岬の直営事業、これの２つの利益が出ております。そういうことで、今おっしゃるように、温泉、公園合わせまして１億１，０００万円ぐらいだったですかね、委託料が。それを受けて管理運営しているわけですけども、その中で会社としてですね、委託料はもう定額で来ておりますけども、その中で会社としてですね、いろんな経費節減を努力をしたりですね、特に人件費でございますけれども、そのへん２９年度決算につきましては、町から頂く委託料と、実際の

人件費がちょっと乖離しているところもございますので、３０年度からはですね、そのへんを考えましてですね、委託料に大きな減が出た場合は契約額じゃなくてですね、そのへんは３０年度からは町のほうの当局と調整して返還ということもあり得るのかなというふうに考えておりますので、２９年度につきましては御理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君）　最後、川尻君。

○１２番（川尻成美君）　社長の答弁で分かりましたので、要するにですね、出所はやっぱり債務負担行為でしてあるわけで、我々議員であれば、すぐ分かるんですよね。そういうことであるんですけども、やはりこれを町からもらうのを、鋭意努力して今言われたように、受託料が少なくなったよということがやっぱり最善の経営としての営業努力ですので、その点を強く私は考えておるものですから、年々少なくなったよという、示されるような形でですね、やるのが会社の役目だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮尾秀行君）　これで質疑を終わります。

これで報告第３号を終わります。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第４　議案第３６号　平成３０年度芦北町一般会計補正予算（第１号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第４、議案第３６号「平成３０年度芦北町一般会計補正予算（第１号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君）　議案第３６号、平成３０年度芦北町一般会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ６，５９０万１，０００円を追加し、総額を９７億９，７９０万１，０００円とするものでございます。

予算書をもとに歳出から御説明をいたします。８ページをお願いいたします。

款２総務費の目６企画費の補正額１７９万９，０００円は、平成２９年度のふるさと応援寄附金におけるカンボジア学校建設募金への希望額が確定したことから、その額を寄附金として計上するものでございます。目１３まちづくり推進費の２４０万円は、一般社団法人自治総合センターからの交付決定に伴い、市野瀬公民館が実施しますコミュニティ活動のための備品整備に係るコミュニティ助成事業補助金です。

次の款３民生費の項１目２障がい者福祉費の５４万円は、障がい者総合支援法等の改正に伴うシステム改修委託料です。項２目２児童措置費の１３３万８，０００円は、計石保育園園舎改築に係る国の保育所等整備交付金の内示に伴う補助金です。

次の款５農林水産業費の項１目３農業振興費の４０３万９，０００円は、平成３０年度から米の自給調整が変更されたことに伴う組み替えで、新自給システム推進事業補助金の廃止による５０万５，０００円の減額と、内容変更で内示がありました経営所得安定対策推進事業補助金８２万６，０００円を減額し、新たに水田産地化総合推進事業補助金１０３万８，０００円を措置するものです。また、単県事業補助金の目途がつきました柿太秋真空包装機の導入等に係る攻めの園芸生産対策事業補助金４３３万２，０００円でございます。項３目３漁港建設費の１，２９４万３，０００円は、田浦漁港で漁業者の死亡事故が発生し、緊急に安全対策を講じる必要があることから、浮桟橋設置工事費を措置するものです。

予算書は９ページになります。

款６商工費の項１目３観光費の１６０万２，０００円は、町有温泉特別会計の補正に伴う繰出金です。目４芦北海浜総合公園管理運営費の８４２万６，０００円は、ゾーブのレール修繕に係る１１４万２，０００円と、公園施設長寿命化対策工事に係る国の交付金の増額内示に伴う工事請負費７２８万４，０００円です。目５御立岬公園費の２９０万９，０００円は、御立岬温泉センターのボイラーの故障に伴う修繕料です。

次の款７土木費の項２目３道路新設改良費の１２３万２，０００円は、町道射場芦北線改良事業の平生踏切拡幅に伴う許認可申請を鉄道事業者のおれんじ鉄道に委託するための委託料です。目４橋りょう維持費の２，６７４万２，０００円は、国の交付金の増額内示がなされたことから、橋りょう補修測量設計業務委託料７４３万２，０００円と、橋りょう維持補修工事費１，９３１万円をそれぞれ増額するものです。項６目１住宅管理費の１０７万７，０００円は、広瀬団地で退去があり、安全性を考慮し早期に解体するための工事費です。

次の款８消防費の目２非常備消防費の８５万４，０００円は、それぞれの追加の負担金を計上するものです。

次に、歳入について御説明いたします。予算書は６ページになります。

款１３国庫支出金の項２目２民生費国庫補助金１１９万円は、障がい者総合支援システム改修と計石保育園園舎改修に係る補助金です。目４商工費国庫補助金８９万４，０００円は、海浜総合公園長寿命化工事に係る社会資本整備総合交付金です。目５土木費国庫補助金の９４４万９，０００円は、橋りょうの測量設計業務委託及び維持補修工事に係る社会資本整備総合交付金です。

次の款１４県支出金の目４農林水産業費県補助金の１７７万６，０００円は、歳出で御説明いたしました米の自給調整が変更されたことに伴う組み替えです。廃止による新自給システム推進事業補助金６４万円の減額と、内示に伴う経営所得安定

対策推進事業補助金８２万６，０００円の減額です。また、柿太秋真空包装機導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金２０７万円と、組み替えによる新たな水田産地化総合推進事業補助金１１７万２，０００円を措置しております。

次の款１７繰入金の目９ふるさと応援寄附金基金繰入金の１７９万９，０００円は、カンボジア学校建設寄附金に係る基金繰入金です。

款１８繰越金は、最後に御説明いたします。

予算書７ページになります。

款１９諸収入の目２雑入の２４０万円は、市野瀬公民館の備品整備に伴う自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金です。

最後に、款１８の繰越金ですが、歳入歳出の不足額４，８３９万３，０００円を前年度繰越金より充当するものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第１号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。寺本修一君。

○１３番（寺本修一君）　８ページの歳出、田浦漁港浮桟橋設置工事、先ほど説明にありましたように、ここ１、２年で高齢者の死亡事故が２件発生いたしております。２名亡くなられております。漁業者が高齢化しておりますし、また八代海特有の干満の差が激しいというようなことで、船に乗るときに、多分転落されたんじゃなかろうかと思います。既に５月に漁協の田浦関係者から町当局に陳情もあっているようでございますが、この浮桟橋の現在の田浦漁港の位置はどこなのか。それから、その規模といいますか、長さ、幅はどれくらいなのかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君）　福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君）　田浦漁港浮桟橋につきましてお答えいたします。

設置場所につきましては、大きく捉えますと事故が発生しました現場付近に設置予定でございます。具体的には、漁協事務所から船江、黒崎地区方面に向けまして、約１００ｍの場所に漁具倉庫がございます。その漁具倉庫前に設置する予定でございます。

また、浮桟橋の大きさにつきましては、長さ９．５ｍ、幅２ｍの安全性に配慮した浮桟橋を２基設置する予定でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　寺本修一君。

○１３番（寺本修一君）　先ほど言いましたように、安全対策というようなことで、大変良いことだと思います。そこで、今、２基、９．５ｍの２ｍを設置するということでありますが、全漁船、係留はできないと思いますが、それに係留できる数はど

れだけなのか。また、対象者はどのように考えておられるのかお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君）　係留数は、船の大きさなどを十分考慮いたしまして、設計の段階では最大８隻程度を見込んでおります。また、係留される対象者につきましては、当漁港を利用されております高齢者の方を優先的に配慮してやりたいという漁協からの御意向を聞いておりますので、十分安全性に配慮した利用をしていただくことを漁協と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君）　ほかに質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３６号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

第５　議案第３７号　平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（宮尾秀行君）　日程第５、議案第３７号「平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君）　議案第３７号、平成３０年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１６０万２，０００円を追加し、総額を１億５６０万２，０００円とするものです。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。予算書は７ページを御覧ください。

款１温泉運営費、目１湯浦温泉センター運営費の補正額６３万５，０００円は、浄化槽ポンプの故障による取り替えと、浄化槽までの管路改修に伴う修繕費であります。

次に、目４大野温泉センター運営費の９６万７，０００円は、休憩室の空調機の

故障に伴う備品購入費であります。

次に、歳入について説明いたします。予算書は６ページになります。

款３繰入金の一般会計繰入金１６０万２，０００円は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第６　議案第３８号　芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君）　日程第６、議案第３８号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。長﨑建設課長。

○建設課長（長﨑十三男君）　議案第３８号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の広瀬団地につきましては、木造建築物の耐用年数３０年を既に過ぎており、築５３年が経過しております。昨年８月と本年４月に２件の退去者があり、空き家となりましたので、周辺住民に対する安全性等を考慮し、取り壊すために条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は原案のとおり可決しました。

－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　ここで議案配付のため、しばらくお待ちください。

［議案書配付］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れはありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　配付漏れなしと認めます。

－－－－－－－○－－－－－－－－

第７　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮尾秀行君）　日程第７、諮問第１号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹﨑町長。

○町長（竹﨑一成君）　人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田川１３１５番地３、氏名、中原紀子。

この件につきましては、平成３０年９月３０日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただきます。

中原紀子氏でございますが、平成２４年１０月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在２期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　討論なしと認めます。

これから諮問第１号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、諮問第１号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第８　議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君）　日程第８「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第１００条及び会議規則第１２５条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は議席に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

－－－－－－－○－－－－－－－

第　９　総務常任委員会の閉会中の継続調査の件

第１０　建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の件

第１１　文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の件

第１２　広報委員会の閉会中の継続調査の件

第１３　議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（宮尾秀行君）　日程第９から日程第１３までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議席に配付しています申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（宮尾秀行君）　異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

○議長（宮尾秀行君）　これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成３０年第３回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

閉会　午前１０時４５分

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員